

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年2月24日
【計算期間】	パインブリッジ世界国債インカムオープン「毎月タイプ」 第24特定期間（自 平成27年5月26日 至 平成27年11月25日） パインブリッジ世界国債インカムオープン「年金タイプ」 第20特定期間（自 平成27年5月26日 至 平成27年11月25日）
【ファンド名】	パインブリッジ世界国債インカムオープン「毎月タイプ」 パインブリッジ世界国債インカムオープン「年金タイプ」
【発行者名】	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 杉浦 和也
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目3番1号 JAビル
【事務連絡者氏名】	小林 徹也
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ
【電話番号】	03（5208）5947
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

主として「パインブリッジ先進国債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）」受益証券を通じて世界各国の高格付けの国債中心に投資し、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

②ファンドの基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類・属性区分において、以下のように分類されます。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単 位 型 投 信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追 加 型 投 信	内 外	不動産投信
		その他資産（ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度 ※	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含まない)		
	年2回	グローバル		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（ ）	年4回	日本	ファミリー ファンド	あり（ ）
	年6回 (隔月)	北米		
不動産投信	年12回 (毎月)	欧州		
		アジア		
その他資産（投資信託証券 (債券 公債 (高格付))）	年12回 (毎月)	オセアニア	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
	日々	中南米		
資産複合（ ） 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	アフリカ		
		中近東（中東）		
		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※決算頻度の属性について、「毎月タイプ」は「年12回（毎月）」、「年金タイプ」は「年6回（隔月）」に区分されます。

<商品分類・属性区分の定義>

- ・追加型投信…一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・海外…目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・債券…目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
- ・その他資産（投資信託証券（債券 公債（高格付）））…目論見書または信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、実質的に債券（債券 公債…各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。）、高格付…格付等クレジットによる属性で特にクレジットに対して明確な記載があるもの）に主として投資する旨の記載があるもの
- ・年6回（隔月）…目論見書または信託約款において、年6回（隔月）決算する旨の記載があるもの
※当ファンドにおいては、「年金タイプ」が該当します。
- ・年12回（毎月）…目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
※当ファンドにおいては、「毎月タイプ」が該当します。
- ・グローバル（日本を含まない）…目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含まない）の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・ファミリーファンド…目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するもの
- ・為替ヘッジなし…目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義の詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

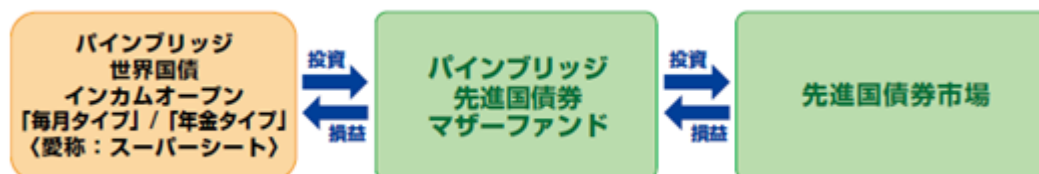
③ファンドの特色

1. マザーファンドへの投資を通じて、主として日本を除く世界主要国の国債に投資し、安定したインカム収入の確保を目指して運用を行います。

- 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

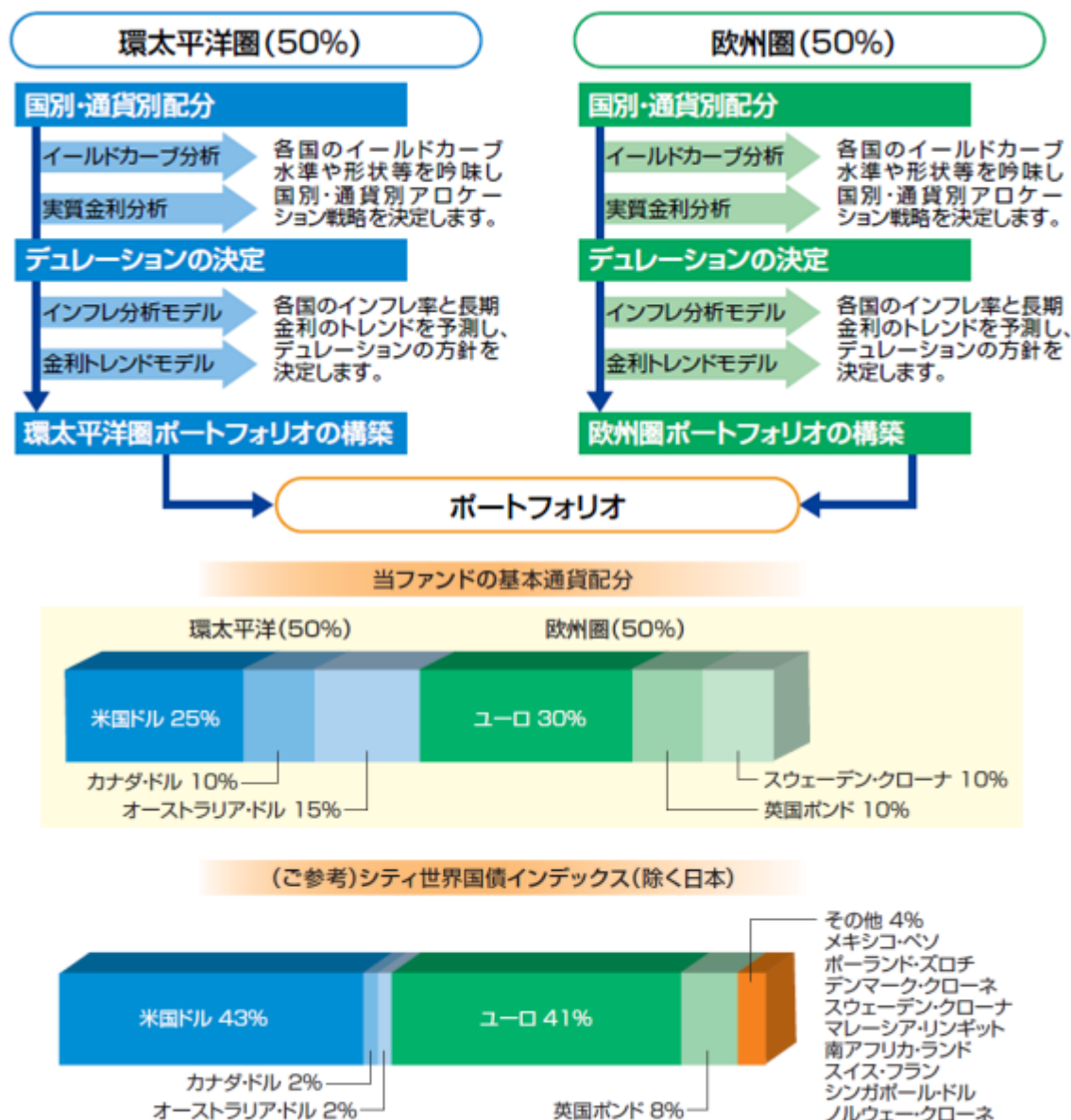
＜ファミリーファンド方式とは＞

受益者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みをいいます。



※マザーファンドは、他のベビーファンドが共有することがあります。

2. 環太平洋圏（米国ドル、カナダ・ドル、オーストラリア・ドル等）への組入比率50%、欧州圏（ユーロ、英国ポンド、北欧通貨等）への組入比率50%を基本通貨配分とし、各国の金利水準および為替水準等を勘案したうえで、ポートフォリオを構築します。組入対象となる世界主要国の国債は、AーまたはA3 格相当以上の格付けを取得している銘柄に限定します。



出所:シティ

※当ファンドの基本通貨配分は、各国のファンダメンタルズ、金融市場の状況等により変更することがあります。

※シティ世界国債インデックス(除く日本)は、2015年12月末現在の構成比率を示しています。

3. 実質組入れの外貨建て資産については、為替ヘッジを行いません。

- 世界主要通貨を分散して保有することにより、単一通貨に投資するよりも為替変動リスクを軽減することを目指します。

4. 決算頻度により、「毎月タイプ」と「年金タイプ」の2つのタイプからお選びいただけます。なお、将来の分配金が保証されているものではなく、分配対象額が少額の場合等、分配を行わないこともあります。

- ・毎月タイプ：原則として、毎月25日に決算を行い、利子等収益を中心に分配を行います。
- ・年金タイプ：原則として、奇数月（1・3・5・7・9・11月）の各25日に決算を行い、利子等収益を中心に分配を行います。

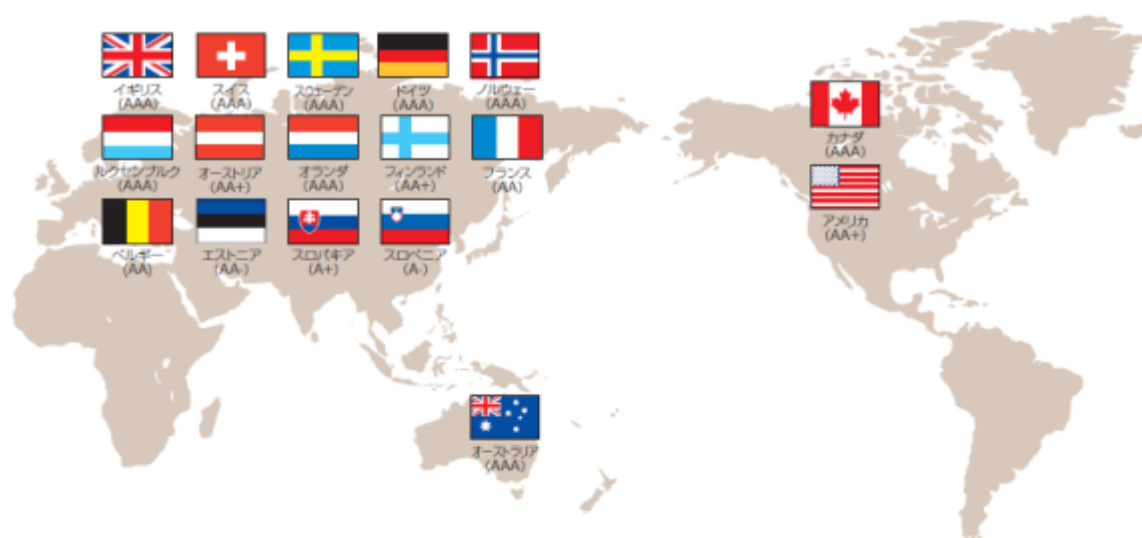
※決算日が休業日の場合は、翌営業日になります。

《先進国債券投資の特徴》

[主な投資対象国と信用格付け]

- 主として日本を除く世界主要国の国債の中から、相対的に高い利回りが享受できるだけでなく、AーまたはA3格相当以上の格付けを取得している銘柄を厳選します。

投資対象となる主な先進国



※（ ）内はS&P自国通貨建て長期債格付けを示しています。（2015年12月末現在）

※当ファンドは、上記の国以外に投資することがあります。また、上記の国の全てに投資するとは限りません。

投資対象となる先進国の信用格付け

高い 信用力 低い	AAA	イギリス スウェーデン	オーストラリア ドイツ*	オランダ* ノルウェー	カナダ ルクセンブルク*	スイス
	AA+	アメリカ オーストリア* フィンランド*	AA	フランス* ベルギー*	AA-	エストニア*
	A+	スロバキア*			A-	スロベニア*

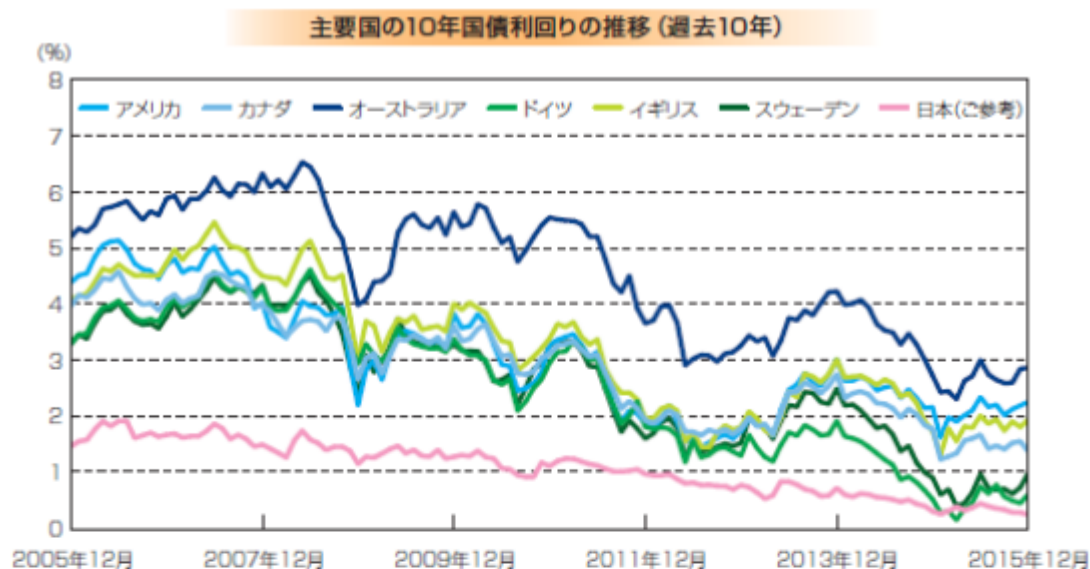
出所：ブルームバーグ（S&P自国通貨建て長期債格付け、2015年12月末現在）

*印はユーロ通貨圏を示しています。

※当ファンドは、上記の国以外に投資することがあります。また、上記の国の全てに投資するとは限りません。

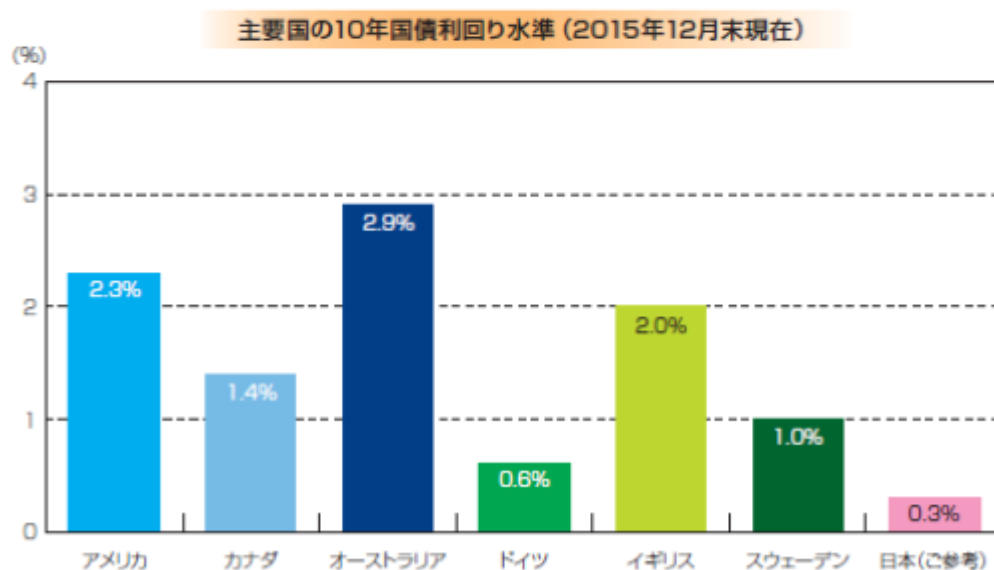
[主な投資対象国の10年国債利回り比較]

- 日本と比較して相対的に魅力的な利回りが期待される傾向にあります。



出所：ブルームバーグ（2005年12月末から2015年12月末）

※上記は、当ファンドが投資対象とする先進国のうち、主要な国についての利回り推移を示したものであり、全ての投資対象国について示したものではありません。当ファンドは、上記の国以外に投資することがあります。また、上記の国の全てに投資するとは限りません（当ファンドは日本には投資しません）。

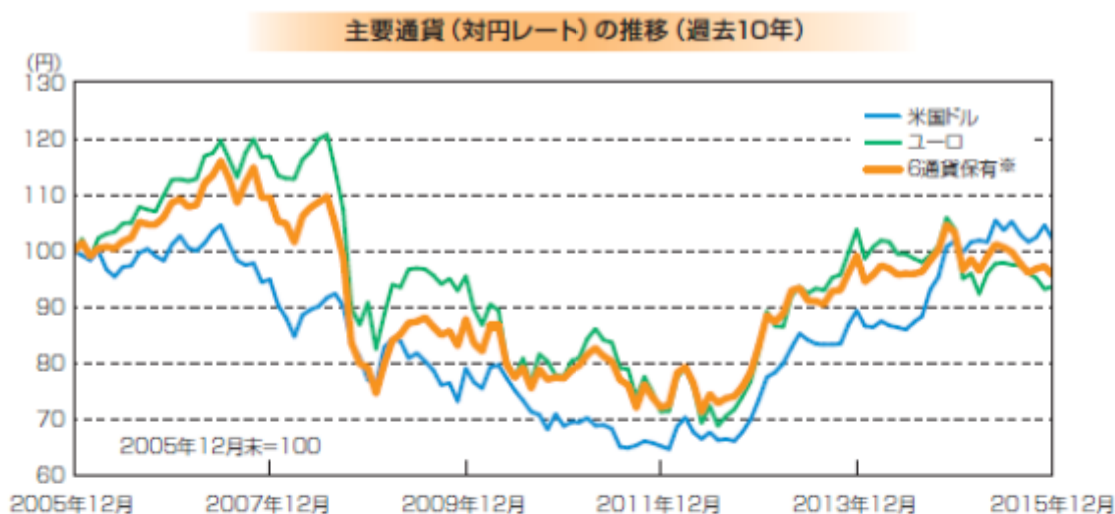


出所：ブルームバーグ

※上記は、当ファンドが投資対象とする先進国のうち、主要な国についての利回り水準を示したものであり、全ての投資対象国について示したものではありません。当ファンドは、上記の国以外に投資することがあります。また、上記の国の全てに投資するとは限りません（当ファンドは日本には投資しません）。

[主な投資対象通貨の変動比較]

- 分散投資をすることによって、相対的に変動リスクを低減することができ、安定的なリターンを追求することが可能となります。



出所：ブルームバーグ（2005年12月末から2015年12月末）

※6通貨保有は、環太平洋圏50%（米国ドル25%、カナダ・ドル10%、オーストラリア・ドル15%）、欧州圏50%（ユーロ30%、英国ポンド10%、スウェーデン・クロナ10%）を保有したと仮定して、対円レートをパインブリッジ・インベストメンツが計算したものです。

主要6通貨（対円レート）の年間騰落率比較

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
1	スウェーデン・クロナ 17.3%	カナダ・ドル 10.4%	米国ドル △18.8%	オーストラリア・ドル 30.8%	オーストラリア・ドル △0.7%	米国ドル △5.2%	スウェーデン・クロナ 19.2%	ユーロ 26.5%	米国ドル 13.9%	米国ドル 0.3%
2	英国ポンド 14.9%	オーストラリア・ドル 4.4%	ユーロ △22.3%	カナダ・ドル 19.5%	スウェーデン・クロナ △7.2%	オーストラリア・ドル △5.5%	英国ポンド 17.7%	英国ポンド 23.9%	英国ポンド 7.1%	英国ポンド △5.2%
3	ユーロ 12.5%	ユーロ 3.8%	6通貨保有 △28.1%	英国ポンド 13.7%	カナダ・ドル △8.7%	英国ポンド △5.6%	カナダドル 15.6%	スウェーデン・クロナ 23.0%	6通貨保有 4.6%	6通貨保有 △7.4%
4	6通貨保有 9.0%	6通貨保有 1.4%	スウェーデン・クロナ △33.1%	スウェーデン・クロナ 12.7%	6通貨保有 △11.8%	6通貨保有 △6.7%	6通貨保有 15.1%	米国ドル 21.5%	カナダ・ドル 4.2%	スウェーデン・クロナ △7.6%
5	オーストラリア・ドル 8.5%	スウェーデン・クロナ △0.7%	カナダ・ドル △33.9%	6通貨保有 11.7%	米国ドル △12.9%	カナダ・ドル △7.4%	ユーロ 14.7%	6通貨保有 19.1%	オーストラリア・ドル 4.2%	ユーロ △9.8%
6	米国ドル 1.1%	英国ポンド △4.9%	オーストラリア・ドル △34.7%	ユーロ 5.4%	英国ポンド △15.8%	スウェーデン・クロナ △7.5%	オーストラリア・ドル 14.6%	カナダ・ドル 13.8%	ユーロ 0.1%	オーストラリア・ドル △10.4%
7	カナダ・ドル 0.7%	米国ドル △6.1%	英国ポンド △40.3%	米国ドル 2.6%	ユーロ △18.8%	ユーロ △8.1%	米国ドル 12.6%	オーストラリア・ドル 4.5%	スウェーデン・クロナ △6.2%	カナダ・ドル △15.7%

出所：ブルームバーグ

※上記は、各通貨の年間騰落率を上位順に示しています。また6通貨保有は、環太平洋圏50%（米国ドル25%、カナダ・ドル10%、オーストラリア・ドル15%）、欧州圏50%（ユーロ30%、英国ポンド10%、スウェーデン・クロナ10%）を保有したと仮定して、パインブリッジ・インベストメンツが計算したものです。

※上記は、当ファンドが投資対象とする先進国通貨のうち、主要な国・地域の通貨についての騰落率を示したものであり、全ての投資対象通貨について示したものではありません。

《収益分配金に関する留意事項》

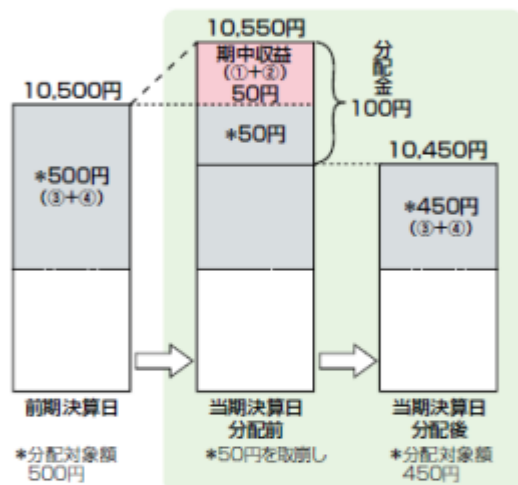
- 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



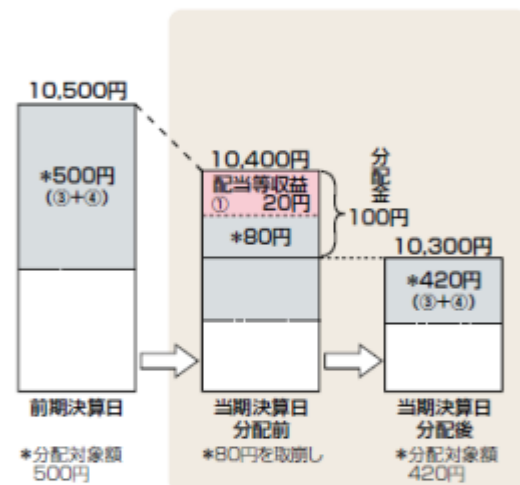
- 収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

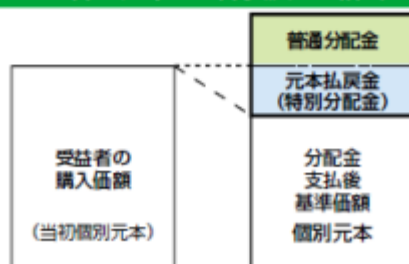


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがいさかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

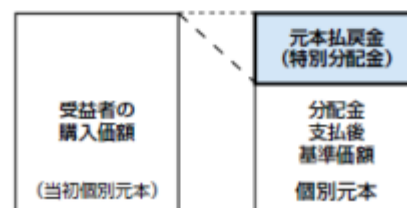


※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



④信託金限度額

各ファンドとも5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

パインブリッジ世界国債インカムオープン「毎月タイプ」

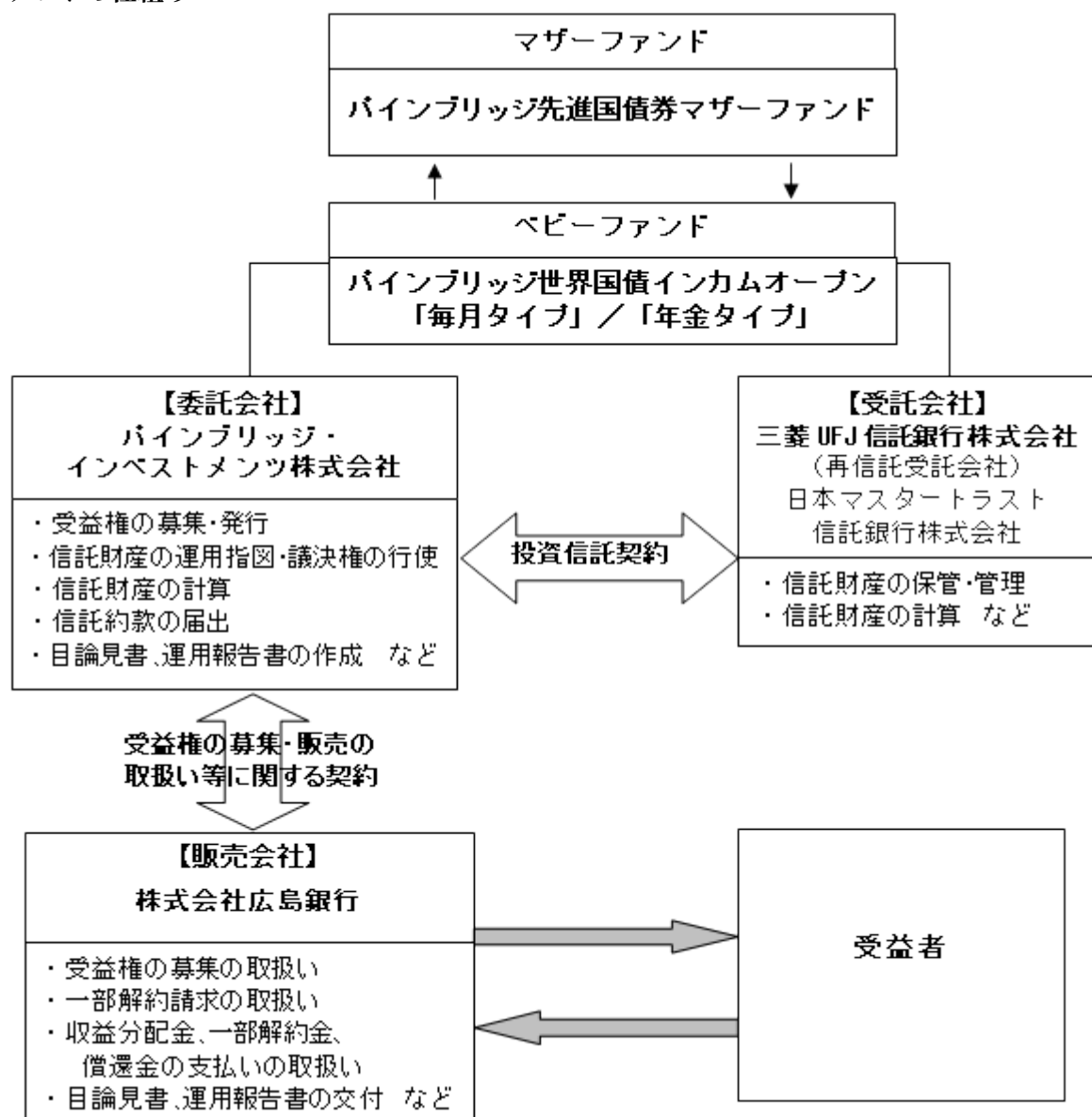
平成15年12月29日

ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

平成18年 1月 5日	ファンド名称を「AIG世界国債インカムオープン」から「AIG世界国債インカムオープン「毎月タイプ」」に変更
平成21年12月 1日	ファンド名称を「AIG世界国債インカムオープン「毎月タイプ」」から「パインブリッジ世界国債インカムオープン「毎月タイプ」」に変更
パインブリッジ世界国債インカムオープン「年金タイプ」	
平成18年 1月10日	ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始
平成21年12月 1日	ファンド名称を「AIG世界国債インカムオープン「年金タイプ」」から「パインブリッジ世界国債インカムオープン「年金タイプ」」に変更

（３）【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み



- ・投資信託契約とは、投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社との間で規定したもので、信託財産の運用や管理・運営方法、委託会社と受託会社および受益者の権利義務関係、募集および換金方法等の取り決め等が定められています。
- ・受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約とは、委託会社と販売会社との間で締結された契約で、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。

②委託会社の概況

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、世界各地に拠点を持つグローバルな資産運用グループ「PineBridge Investments」の一員として、主に個人投資家に対する投資信託業務と年金基金・機関投資家等に対する投資一任・助言業務を展開しております。

・資本金の額 500,000,000円（平成27年12月末日現在）

・会社の沿革

昭和61年11月 当社の前身であるエーアイジー・オーバーシーズ・ファイナンス・ジャパン株式会社設立。

昭和62年 1月 エイアイジー投資顧問株式会社に名称変更。

平成 9年 2月 エイミック投信投資顧問株式会社に名称変更。

平成13年 7月 エイアイジー投信投資顧問（AIG投信投資顧問）株式会社に名称変更。

平成14年 4月 株式会社千代田投資顧問と合併。

平成19年 4月 AIGインベストメントマネジメント投資顧問株式会社との事業統合。

平成20年 4月 AIGインベストメンツ株式会社に名称変更。

平成20年 5月 エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク（AIG日本証券会社）との事業統合。

平成21年12月 パインブリッジ・インベストメンツ株式会社に名称変更。

・大株主の状況（平成27年12月末日現在）

株 主 名	住 所	持株数	持株比率
PineBridge Investment Holdings B.V.	Prins Bernhardplein 200 1097 JB Amsterdam The Netherlands	41,000株	100%

・当社が属するPineBridge Investmentsは、ニューヨークに本部を置くグローバルな資産運用グループです。世界各地の拠点で投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中に広がるネットワークを活用し、資産の運用管理に専念しております。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

①基本方針

この投資信託は、主としてマザーファンド受益証券を通じて世界各国の高格付けの国債中心に投資し、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

②運用方法

- マザーファンド受益証券を通じて、主として日本を除く世界主要国の国債に投資し、安定したインカム収入の確保を目指して運用します。
- 環太平洋圏通貨（米国ドル、カナダ・ドル、オーストラリア・ドル等とします。）50%、欧州圏通貨（ユーロ、英国ポンド、北欧通貨等とします。）50%を基本通貨配分とし、各国の金利水準および為替水準等を勘案したうえで、ポートフォリオを構築します。
- 外貨建て資産については、原則として、為替ヘッジを行いません。
- 組入対象となる世界主要国の国債は、A－またはA3格相当以上の格付けを取得している銘柄、またはそれに準ずる銘柄に限定します。
- 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

①投資対象とする資産の種類

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ、デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第21条に定めるものに限りします。）

ハ、金銭債権（イ、ニに掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

ニ、約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ、為替手形

②投資対象とする有価証券の範囲

委託会社は、信託金を、主としてパインブリッジ・インベストメンツ株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「パインブリッジ先進国債券マザーファンド」の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。また、保有する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限りします。）をもってマザーファンドの受益証券へ投資することを指図することができます。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の転換あるいは行使により取得した株券
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1. から7. の証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りします。）
13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
16. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
17. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
18. 外国の者に対する権利で前記17. の有価証券の性質を有するもの。

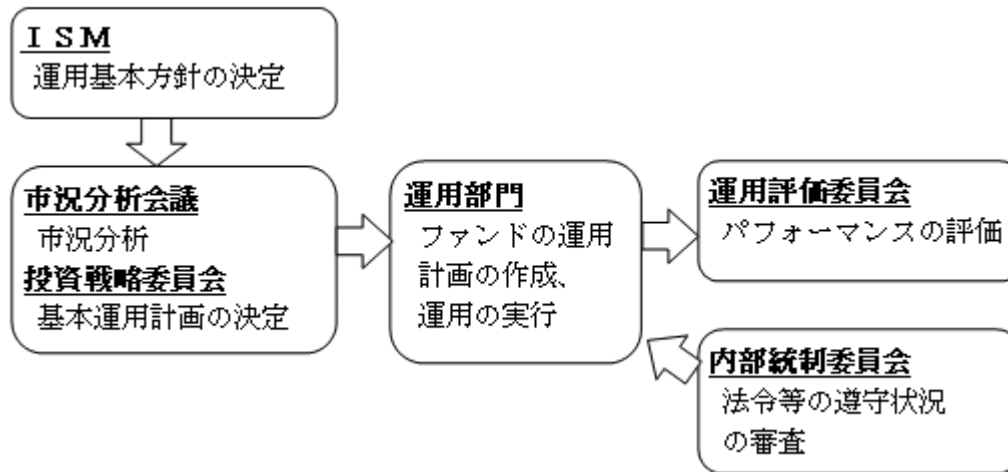
なお、前記6. の証券および8. ならびに13. の証券または証書のうち6. の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、1. から5. までの証券および8. ならびに13. の証券または証書のうち1. から5. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、9. の証券および10. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前記5. の権利の性質を有するもの
- ④前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③1.から6.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】

・委託会社の運用体制



1. 運用基本方針の決定
 - ・世界中の運用拠点の主要メンバーにより組織されているインベストメント・ストラテジー・ミーティング（ISM：Investment Strategy Meeting）で経済環境、投資戦略、市場リスク分析、各地域の景気サイクルなどの詳細な分析が行われ、株式・債券を中心にその他代替資産を含むPineBridgeとしての運用戦略の概要が決定されます。
2. 運用計画の決定と運用の実行
 - ・月次で市況分析会議を行い、ISMの議論・決定を参考に、ハウスビュー（内外経済見通し、内外債券見通し、内外株式見通し、為替見通し）について議論を行います。
 - ・月1回の投資戦略委員会で、市況分析会議で議論されたハウスビューをベースに月次基本運用計画およびその前提となる見通し・投資方針（デュレーション・イールドカーブ・業種配分方針、為替見通し、国内株式市場の見通し、アセットアロケーション方針等）が決定されます。
 - ・運用部門（13名）のファンドマネジャーは、月次基本運用計画に基づき、ファンド毎の月次運用計画を作成し、具体的なポートフォリオを構築、運用を実行します。
3. パフォーマンス評価とリスク管理
 - ・運用業務部（9名）において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。
 - ・法務コンプライアンス部（3名）において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。
 - ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。
4. ファンドの関係法人に対する管理体制
 - ・ファンドの受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などの信託財産の管理業務を通じて、信託事務の正確性・迅速性・システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託会社より、内部統制の有効性についての報告書を受取っています。
5. 当ファンドの運用担当者に係る事項
 - ・パインブリッジ・インベストメンツ株式会社 債券運用チーム

運用担当者：2名、平均運用経験年数：24年

※当社では、運用の適正化および投資者保護を目的として、社内規程等で信託財産の運用にあたって必要な事項を定めております。

※前記の運用体制等は平成27年12月末日現在のものであり、今後変更することがあります。

（４）【分配方針】

①各ファンドの決算日および分配方針を以下のとおりとします。

＜決算日＞

・パインブリッジ世界国債インカムオープン「毎月タイプ」

原則として毎月25日（休業日の場合は翌営業日）とします。

・パインブリッジ世界国債インカムオープン「年金タイプ」

原則として奇数月（1・3・5・7・9・11月）の各25日（休業日の場合は翌営業日）とします。

＜分配方針＞

- 1）分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。）の全額とします。
- 2）分配金額は、基準価額の水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 3）留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

②信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1）信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品賃料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とみなし配当等収益との合計額から諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2）売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た売買益は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- 3）毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の支払い

- 1）収益分配金は、毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。
- 2）前記1）の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- 3）前記1）に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- 4）受託会社は、収益分配金については原則として毎決算日の翌営業日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に収益分配金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（５）【投資制限】

＜信託約款による投資制限＞

- ①株式への投資は、転換社債の転換、ならびに転換社債型新株予約権付社債の行使により取得したものへの投資に限るものとします。
- ②株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥外貨建て資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑦委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- ⑧先物取引等の指図範囲

1) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに（２）投資対象③ に掲げる金融商品で運用している額の範囲とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本項⑧で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

2) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジの対象とする外貨建て資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建て資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建て有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建て資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本項⑧で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

3) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに（2）投資対象③に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに（2）投資対象③に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建て資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建て資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および外貨建て組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等より少ない場合には外貨建て資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本項⑧で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑨特別の場合の外貨建て有価証券への投資制限

外貨建て有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑩外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建て資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建て資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建て資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

⑪資金の借入れ

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑫一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%以内、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

- ⑬デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

<法令等による投資制限>

①同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

②デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（ご参考）マザーファンドの概要

パインブリッジ先進国債券マザーファンド

1. 基本方針

この投資信託は、主として日本を除く高格付けの世界主要国の国債に投資し、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

2. 運用方法

（1）投資対象

A格以上の格付けを有する世界各国の国債を主要投資対象とします。

（2）投資態度

- ①主として日本を除く世界主要国の高格付けの国債に投資し、安定したインカム収入の確保を目指して運用します。
- ②環太平洋圏への組入比率50%、欧州圏への組入比率50%を基本通貨配分とし、各国の金利水準および為替水準等を勘案した上で、ポートフォリオを構築します。
- ③外貨建て資産については、原則として、為替ヘッジを行いません。
- ④組入対象となる世界主要国の国債は、A－またはA3格相当以上の格付けを取得している銘柄、またはそれに準ずる銘柄に限定します。
- ⑤資金動向や市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

（3）投資制限

- ①株式への投資は、転換社債の転換、ならびに転換社債型新株予約権付社債の行使により取得したものへの投資に限るものとします。
- ②株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥外貨建て資産への投資割合には、制限を設けません。
- ⑦有価証券先物取引等は、信託約款に定める範囲で行います。

3【投資リスク】

（1）当ファンドのリスク

当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に世界主要国の国債中心に値動きのある有価証券等（外貨建て資産には為替変動リスクもあります。）を主要投資対象としますので、

基準価額は変動します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属しますので、お申込みにあたりましては、当ファンドの内容・リスクを十分にご理解のうえ、お申込みください。

当ファンドが有する主なリスク要因は、以下の通りです。

①価格変動リスク

当ファンドが投資する債券は、一般に、経済・社会情勢、発行体の信用状況、財務状況、企業業績ならびに市場の需給等の影響を受け変動します。組入銘柄の価格の下落は、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

②信用リスク

債券の発行体の財務状況の悪化等の理由による価格の下落、利息・元本・償還金の支払不能または債務不履行（デフォルト）等の影響を受け、基準価額が下落することがあります。

③金利変動リスク

金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

④為替変動リスク

当ファンドは外貨建ての債券に投資しますので、為替変動リスクを伴います。一般的に外国為替相場は、金利動向、政治・経済情勢、需給その他様々な要因により変動します。この影響を受け外貨建て資産の価格が変動し、基準価額が下落することがあります。

⑤カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が下落したり、方針に沿った運用が困難となる場合があります。

⑥流動性リスク

組入有価証券等を売買しようとする場合に、当該有価証券等の需給状況により、希望する時期および価格で売買できないリスクをいいます。この影響を受け基準価額が下落する要因になることがあります。

⑦その他のリスク・留意点

1) カウンターパーティーリスク

当ファンドでは、証券取引、為替取引等の相対取引を行うことがあります。これには取引相手方の決済不履行リスクが伴います。

2) 有価証券先物等に伴うリスク

当ファンドでは、有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合にはファンドの基準価額は有価証券先物等の価格変動の影響を受けます。

3) 解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券を大量に売却（先物取引については反対売買）しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落することがあります。

4) 資産規模に関するリスク

当ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。

5) 収益分配に関わるリスク

当ファンドは、毎決算期に収益分配方針にしたがい分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。また、基準価額が元本を下回っていても、分配が行われる場合があります。

6) 繰上償還に関わる留意点

当ファンドは、各タイプの残存口数が10億口を下回った場合には、繰上償還されることがあります。

7) 取得申込、解約請求等に関する留意点

当ファンドは、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で取得申込および解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受付けた取得申込および解約請求を取消すことがあります。

8) ファミリーファンド方式に関する留意点

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金移動があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

9) 収益分配金に関する留意点

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

10) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は、次の通りです。

①運用業務部

運用資産にかかる運用リスクの低減および顕在化の防止に努めます。

また、運用実績の分析および評価を行い運用評価委員会に上程します。

②法務コンプライアンス部

運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。

また、適正なるコンプライアンスを実現するための施策を行います。

③内部統制委員会

月1回開催、法務コンプライアンス部の報告に基づき、諸法令等の遵守状況についての審議および体制整備等の適正な運用に資する対応を図ります。

④運用評価委員会

月1回以上開催、運用実績の分析および評価を総合的に審議し、必要に応じて運用改善のための対応を図ります。

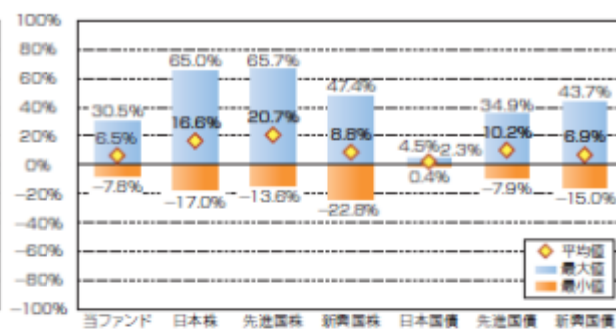
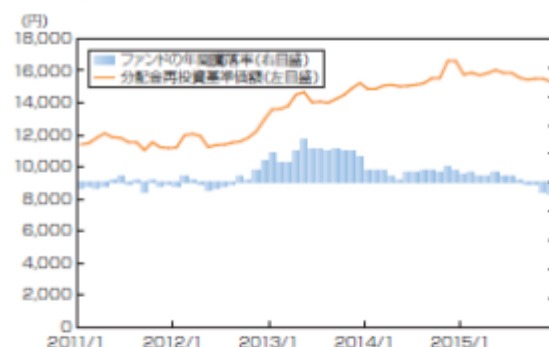
※前記のリスク管理体制等は、今後変更することがあります。

<参考情報>

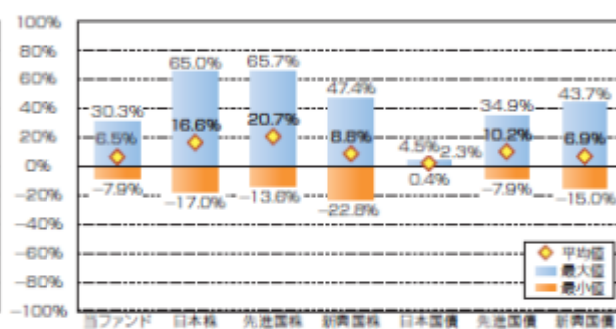
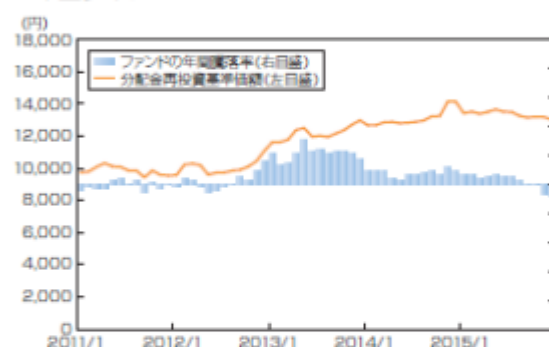
<年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移>

<代表的な資産クラスとの騰落率の比較>

●毎月タイプ



●年金タイプ



※代表的な資産クラスとの騰落率の比較は、平成23年1月～平成27年12月の5年間の各月末における1年騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したもので、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。なお、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※騰落率は税引前の収益分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。

●各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数(TOPIX)配当込み

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み・円ベース)

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円ベース)

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)

新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・レダィバースィファイド(ヘッジなし・円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

東証株価指数(TOPIX)配当込みは、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株式会社東京証券取引所が有しています。

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み・円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円ベース)は、MSCI Inc.が発行した指数で、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が作成している指数で、同指数に関する知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社の、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券指数であり、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバル・レダィバースィファイド(ヘッジなし・円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが発行・公表する指数で、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に1.62%（税抜1.5%）の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。（申込手数料は、当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。以下同じ。）

なお、収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

※申込手数料は、商品説明、募集・販売の取扱事務等の対価です。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.9504%（税抜年0.88%）の率を乗じて得た金額とします。委託会社、受託会社および販売会社の配分についての内訳は次の通りです。（信託報酬は、当該報酬にかかる消費税等に相当する額を含みます。以下同じ。）

	各販売会社の純資産残高		
	50億円以下の部分	50億円超200億円以下の部分	200億円超の部分
信託報酬	0.9504%（税抜0.88%）		
委託会社	0.4644% （税抜0.43%）	0.4104% （税抜0.38%）	0.3564% （税抜0.33%）
販売会社	0.4320% （税抜0.40%）	0.4860% （税抜0.45%）	0.5400% （税抜0.50%）
受託会社	0.0540% （税抜0.05%）	0.0540% （税抜0.05%）	0.0540% （税抜0.05%）

※販売会社の純資産残高は「パインブリッジ世界国債インカムオープン「毎月タイプ」」と「パインブリッジ世界国債インカムオープン「年金タイプ」」との合計額とします。

委託会社の受取る報酬には、信託財産の計算に関する委託会社の事務代行を行う会社への事務代行手数料、信託財産の財務諸表の監査を行う監査法人に対する費用および目論見書・運用報告書の作成等に要する費用が含まれます。信託報酬は、毎決算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払うものとします。

※信託報酬は、運用期間中の基準価額に信託報酬率を乗じたものです。委託会社の受取り分は、委託した資金の運用、交付運用報告書等の作成、ファンドの監査等の対価です。販売会社取り分は、交付運用報告書等各种資料の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。受託会社取り分は、運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価です。

（４）【その他の手数料等】

- ①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息を信託財産中から支払います。
- ②証券取引に伴う手数料等、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。このほか、売買委託手数料に対する消費税等相当額および先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担します。
- ③信託財産に属する有価証券等の保管を外国の金融機関に委任する場合の保管費用についても信託財産が負担します。
- ④信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入の指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

※その他の手数料等は、事前に計算できないため、その総額や計算方法を記載しておりません。

※売買委託手数料は、有価証券の売買の際、売買仲介人に支払う手数料です。

※保管費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転に要する費用です。

前記（１）から（４）の費用・手数料等には、保有期間に応じて異なるものや、事前に計算できないものが含まれているため、その合計額、上限額、計算方法等を表示することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは課税上は株式投資信託として取扱われます。

①個人の受益者に対する課税

普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告をして、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することも可能です。

一部解約時および償還時の差益については、申告分離課税が適用され、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率となります。

②法人の受益者に対する課税

普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%の所得税が源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

※原則として、益金不算入制度の適用はありません。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※1 個別元本について

①追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

③「毎月タイプ」と「年金タイプ」の両方を取得する場合はファンド毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、分配金受取りコースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

④受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※2 元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

前記は平成27年12月末日現在のものですので、税法が改正された場合等においては、税率等の課税上の取扱いが変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご相談されることをお勧めします。

5【運用状況】

《1》パインブリッジ世界国債インカムオープン「毎月タイプ」

(1)【投資状況】

（平成27年12月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	6,518,519,135	98.23
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		117,590,187	1.77
合計（純資産総額）		6,636,109,322	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

1. 組入上位銘柄（平成27年12月30日現在）

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託 受益証券	パインブリッジ 先進国債券 マザーファンド	4,585,339,853	1.4171	6,497,885,105	1.4216	6,518,519,135	98.23

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率です。

2. 種類別及び業種別投資比率（平成27年12月30日現在）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	98.23
合計	98.23

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産価額（円）		基準価額（円）	
第5特定期間末 （平成18年5月25日）	（分配付）	20,232,419,280	（分配付）	10,963
	（分配落）	19,953,052,324	（分配落）	10,813
第6特定期間末 （平成18年11月27日）	（分配付）	19,033,768,485	（分配付）	11,651
	（分配落）	18,694,870,827	（分配落）	11,451
第7特定期間末 （平成19年5月25日）	（分配付）	17,178,084,305	（分配付）	12,143
	（分配落）	16,825,062,247	（分配落）	11,903
第8特定期間末 （平成19年11月26日）	（分配付）	15,482,720,937	（分配付）	11,955
	（分配落）	15,172,700,748	（分配落）	11,715

第9特定期間末 (平成20年5月26日)	(分配付) (分配落)	14,220,428,202 13,917,491,052	(分配付) (分配落)	11,671 11,421
第10特定期間末 (平成20年11月25日)	(分配付) (分配落)	11,157,227,782 10,799,284,252	(分配付) (分配落)	9,416 9,116
第11特定期間末 (平成21年5月25日)	(分配付) (分配落)	12,071,360,907 11,711,911,748	(分配付) (分配落)	9,780 9,480
第12特定期間末 (平成21年11月25日)	(分配付) (分配落)	14,750,327,782 14,329,174,415	(分配付) (分配落)	9,643 9,343
第13特定期間末 (平成22年5月25日)	(分配付) (分配落)	15,533,594,149 15,032,978,054	(分配付) (分配落)	8,846 8,546
第14特定期間末 (平成22年11月25日)	(分配付) (分配落)	16,094,302,127 15,544,565,003	(分配付) (分配落)	8,635 8,335
第15特定期間末 (平成23年5月25日)	(分配付) (分配落)	15,295,179,802 14,752,164,913	(分配付) (分配落)	8,557 8,257
第16特定期間末 (平成23年11月25日)	(分配付) (分配落)	12,748,885,015 12,231,311,469	(分配付) (分配落)	7,706 7,406
第17特定期間末 (平成24年5月25日)	(分配付) (分配落)	11,070,452,849 10,616,398,081	(分配付) (分配落)	7,668 7,368
第18特定期間末 (平成24年11月26日)	(分配付) (分配落)	10,090,909,847 9,688,619,837	(分配付) (分配落)	7,914 7,614
第19特定期間末 (平成25年5月27日)	(分配付) (分配落)	9,887,481,519 9,540,688,472	(分配付) (分配落)	9,037 8,737
第20特定期間末 (平成25年11月25日)	(分配付) (分配落)	9,131,700,946 8,818,126,484	(分配付) (分配落)	8,823 8,523
第21特定期間末 (平成26年5月26日)	(分配付) (分配落)	8,778,179,650 8,474,287,211	(分配付) (分配落)	8,682 8,382
第22特定期間末 (平成26年11月25日)	(分配付) (分配落)	8,921,879,957 8,623,224,036	(分配付) (分配落)	9,229 8,929
第23特定期間末 (平成27年5月25日)	(分配付) (分配落)	8,008,519,921 7,725,294,711	(分配付) (分配落)	8,518 8,218
第24特定期間末 (平成27年11月25日)	(分配付) (分配落)	7,129,805,542 6,860,832,309	(分配付) (分配落)	8,052 7,752
平成26年12月末日		8,393,288,588		8,893
平成27年 1月末日		7,919,344,057		8,389
2月末日		7,968,082,639		8,401
3月末日		7,813,669,063		8,267
4月末日		7,812,248,365		8,287
5月末日		7,833,120,972		8,336
6月末日		7,611,911,878		8,194
7月末日		7,287,197,125		8,143
8月末日		7,077,091,634		7,941
9月末日		6,964,021,551		7,828
10月末日		6,919,676,029		7,812
11月末日		6,825,678,980		7,756

12月末日	6,636,109,322	7,610
-------	---------------	-------

(注1) 特定期間末の純資産総額（分配付）および基準価額（分配付）は、当該特定期間末における純資産総額（分配落）および基準価額（分配落）の金額に、当該特定期間中に支払われた収益分配金の累計額を加算した額を表示しています。

(注2) 平成18年1月6日付の信託約款変更時に、特定期間を6月および12月から、5月および11月に変更したため、第5特定期間は5期分となります。

②【分配の推移】

期 間		1 万口当たりの分配金
第5特定期間	自 平成17年12月27日	150円
	至 平成18年 5月25日	
第6特定期間	自 平成18年 5月26日	200円
	至 平成18年11月27日	
第7特定期間	自 平成18年11月28日	240円
	至 平成19年 5月25日	
第8特定期間	自 平成19年 5月26日	240円
	至 平成19年11月26日	
第9特定期間	自 平成19年11月27日	250円
	至 平成20年 5月26日	
第10特定期間	自 平成20年 5月27日	300円
	至 平成20年11月25日	
第11特定期間	自 平成20年11月26日	300円
	至 平成21年 5月25日	
第12特定期間	自 平成21年 5月26日	300円
	至 平成21年11月25日	
第13特定期間	自 平成21年11月26日	300円
	至 平成22年 5月25日	
第14特定期間	自 平成22年 5月26日	300円
	至 平成22年11月25日	
第15特定期間	自 平成22年11月26日	300円
	至 平成23年 5月25日	
第16特定期間	自 平成23年 5月26日	300円
	至 平成23年11月25日	
第17特定期間	自 平成23年11月26日	300円
	至 平成24年 5月25日	
第18特定期間	自 平成24年 5月26日	300円
	至 平成24年11月26日	
第19特定期間	自 平成24年11月27日	300円
	至 平成25年 5月27日	
第20特定期間	自 平成25年 5月28日	300円
	至 平成25年11月25日	
第21特定期間	自 平成25年11月26日	300円
	至 平成26年 5月26日	

第22特定期間	自 平成26年 5月27日	300円
	至 平成26年11月25日	
第23特定期間	自 平成26年11月26日	300円
	至 平成27年 5月25日	
第24特定期間	自 平成27年 5月26日	300円
	至 平成27年11月25日	

③【収益率の推移】

期 間		収 益 率
第5特定期間	自 平成17年12月27日	0.8%
	至 平成18年 5月25日	
第6特定期間	自 平成18年 5月26日	7.7%
	至 平成18年11月27日	
第7特定期間	自 平成18年11月28日	6.0%
	至 平成19年 5月25日	
第8特定期間	自 平成19年 5月26日	0.4%
	至 平成19年11月26日	
第9特定期間	自 平成19年11月27日	△0.4%
	至 平成20年 5月26日	
第10特定期間	自 平成20年 5月27日	△17.6%
	至 平成20年11月25日	
第11特定期間	自 平成20年11月26日	7.3%
	至 平成21年 5月25日	
第12特定期間	自 平成21年 5月26日	1.7%
	至 平成21年11月25日	
第13特定期間	自 平成21年11月26日	△5.3%
	至 平成22年 5月25日	
第14特定期間	自 平成22年 5月26日	1.0%
	至 平成22年11月25日	
第15特定期間	自 平成22年11月26日	2.7%
	至 平成23年 5月25日	
第16特定期間	自 平成23年 5月26日	△6.7%
	至 平成23年11月25日	
第17特定期間	自 平成23年11月26日	3.5%
	至 平成24年 5月25日	
第18特定期間	自 平成24年 5月26日	7.4%
	至 平成24年11月26日	
第19特定期間	自 平成24年11月27日	18.7%
	至 平成25年 5月27日	
第20特定期間	自 平成25年 5月28日	1.0%
	至 平成25年11月25日	
第21特定期間	自 平成25年11月26日	1.9%
	至 平成26年 5月26日	

第22特定期間	自 平成26年 5月27日	10.1%
	至 平成26年11月25日	
第23特定期間	自 平成26年11月26日	△4.6%
	至 平成27年 5月25日	
第24特定期間	自 平成27年 5月26日	△2.0%
	至 平成27年11月25日	

（注）収益率は、以下の計算式により算出しております。ただし、第1特定期間については、前特定期間末分配落基準価額の代わりに1万口当たり当初元本（10,000円）を用いております。

収益率＝（当特定期間末分配落基準価額＋当特定期間中分配金累計額－前特定期間末分配落基準価額）÷前特定期間末分配落基準価額×100

（４）【設定及び解約の実績】

期 間		設定口数	解約口数
第5特定期間	自 平成17年12月27日	836,697,738	2,059,062,967
	至 平成18年 5月25日		
第6特定期間	自 平成18年 5月26日	442,212,868	2,569,800,946
	至 平成18年11月27日		
第7特定期間	自 平成18年11月28日	386,335,920	2,577,203,139
	至 平成19年 5月25日		
第8特定期間	自 平成19年 5月26日	511,515,575	1,694,673,778
	至 平成19年11月26日		
第9特定期間	自 平成19年11月27日	429,881,383	1,195,452,068
	至 平成20年 5月26日		
第10特定期間	自 平成20年 5月27日	1,087,655,074	1,427,141,486
	至 平成20年11月25日		
第11特定期間	自 平成20年11月26日	847,263,928	338,869,898
	至 平成21年 5月25日		
第12特定期間	自 平成21年 5月26日	3,505,285,324	523,628,889
	至 平成21年11月25日		
第13特定期間	自 平成21年11月26日	2,949,231,326	695,758,000
	至 平成22年 5月25日		
第14特定期間	自 平成22年 5月26日	1,918,319,807	858,756,657
	至 平成22年11月25日		
第15特定期間	自 平成22年11月26日	859,448,480	1,643,662,426
	至 平成23年 5月25日		
第16特定期間	自 平成23年 5月26日	713,873,632	2,063,402,420
	至 平成23年11月25日		
第17特定期間	自 平成23年11月26日	143,931,539	2,251,274,370
	至 平成24年 5月25日		
第18特定期間	自 平成24年 5月26日	74,020,332	1,757,223,076
	至 平成24年11月26日		
第19特定期間	自 平成24年11月27日	304,057,956	2,109,414,053
	至 平成25年 5月27日		

第20特定期間	自 平成25年 5月28日	426,586,271	1,000,213,696
	至 平成25年11月25日		
第21特定期間	自 平成25年11月26日	803,677,447	1,039,371,416
	至 平成26年 5月26日		
第22特定期間	自 平成26年 5月27日	675,643,331	1,128,732,876
	至 平成26年11月25日		
第23特定期間	自 平成26年11月26日	405,455,712	662,562,067
	至 平成27年 5月25日		
第24特定期間	自 平成27年 5月26日	118,748,781	669,087,152
	至 平成27年11月25日		

（注1）上記は、すべて本邦内における設定、解約の実績口数です。

（注2）当ファンドは、平成18年1月6日付の信託約款変更時に、特定期間を6月および12月から、5月および11月に変更したため、第5特定期間は5期分となります。

《1》パインブリッジ世界国債インカムオープン「年金タイプ」

(1) 投資状況

(平成27年12月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	500,748,512	97.34
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		13,685,166	2.66
合計（純資産総額）		514,433,678	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

1. 組入上位銘柄（平成27年12月30日現在）

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	パインブリッジ 先進国債券 マザーファンド	352,242,904	1.4377	506,419,624	1.4216	500,748,512	97.34

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率です。

2. 種類別及び業種別投資比率（平成27年12月30日現在）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	97.34
合計	97.34

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

①純資産の推移

	純資産価額（円）		基準価額（円）	
第1特定期間末 (平成18年5月25日)	(分配付)	866,193,822	(分配付)	10,027
	(分配落)	857,313,615	(分配落)	9,907
第2特定期間末 (平成18年11月27日)	(分配付)	1,644,451,699	(分配付)	10,671
	(分配落)	1,620,331,682	(分配落)	10,481
第3特定期間末 (平成19年5月25日)	(分配付)	1,996,248,982	(分配付)	11,113
	(分配落)	1,960,213,794	(分配落)	10,903
第4特定期間末 (平成19年11月26日)	(分配付)	2,019,133,607	(分配付)	10,951
	(分配落)	1,981,643,772	(分配落)	10,741
第5特定期間末 (平成20年5月26日)	(分配付)	1,952,125,034	(分配付)	10,694
	(分配落)	1,910,502,157	(分配落)	10,464

第6特定期間末 (平成20年11月25日)	(分配付) (分配落)	1,590,835,203 1,540,995,515	(分配付) (分配落)	8,619 8,349
第7特定期間末 (平成21年5月25日)	(分配付) (分配落)	1,684,722,397 1,634,885,089	(分配付) (分配落)	8,960 8,690
第8特定期間末 (平成21年11月25日)	(分配付) (分配落)	1,750,220,039 1,696,536,409	(分配付) (分配落)	8,839 8,569
第9特定期間末 (平成22年5月25日)	(分配付) (分配落)	1,580,143,850 1,527,083,248	(分配付) (分配落)	8,109 7,839
第10特定期間末 (平成22年11月25日)	(分配付) (分配落)	1,571,135,119 1,517,733,869	(分配付) (分配落)	7,920 7,650
第11特定期間末 (平成23年5月25日)	(分配付) (分配落)	1,492,123,546 1,440,366,345	(分配付) (分配落)	7,854 7,584
第12特定期間末 (平成23年11月25日)	(分配付) (分配落)	1,238,660,023 1,189,907,256	(分配付) (分配落)	7,078 6,808
第13特定期間末 (平成24年5月25日)	(分配付) (分配落)	1,105,775,305 1,062,418,956	(分配付) (分配落)	7,052 6,782
第14特定期間末 (平成24年11月26日)	(分配付) (分配落)	1,028,572,131 989,055,777	(分配付) (分配落)	7,284 7,014
第15特定期間末 (平成25年5月27日)	(分配付) (分配落)	963,648,645 948,443,164	(分配付) (分配落)	8,324 8,204
第16特定期間末 (平成25年11月25日)	(分配付) (分配落)	859,909,052 846,998,435	(分配付) (分配落)	8,291 8,171
第17特定期間末 (平成26年5月26日)	(分配付) (分配落)	681,965,322 671,644,371	(分配付) (分配落)	8,316 8,196
第18特定期間末 (平成26年11月25日)	(分配付) (分配落)	668,307,615 659,220,701	(分配付) (分配落)	9,034 8,914
第19特定期間末 (平成27年5月25日)	(分配付) (分配落)	573,782,805 565,436,738	(分配付) (分配落)	8,502 8,382
第20特定期間末 (平成27年11月25日)	(分配付) (分配落)	533,000,233 525,070,978	(分配付) (分配落)	8,210 8,090
平成26年12月末日		650,334,306		8,929
平成27年 1月末日		611,326,892		8,433
2月末日		596,469,526		8,495
3月末日		573,613,788		8,371
4月末日		571,116,613		8,441
5月末日		573,640,458		8,502
6月末日		564,989,248		8,408
7月末日		558,831,788		8,366
8月末日		546,258,561		8,210
9月末日		539,413,972		8,104
10月末日		539,336,538		8,139
11月末日		525,363,485		8,093
12月末日		514,433,678		7,993

（注）特定期間末の純資産総額（分配付）および基準価額（分配付）は、当該特定期間末における純資産総額（分配落）および基準価額（分配落）の金額に、当該特定期間中に支払われた収益分配金の累計額を加算した額を表示しています。

②分配の推移

期 間		1 万口当たりの分配金
第1特定期間	自 平成17年12月27日	120円
	至 平成18年 5月25日	
第2特定期間	自 平成18年 5月26日	190円
	至 平成18年11月27日	
第3特定期間	自 平成18年11月28日	210円
	至 平成19年 5月25日	
第4特定期間	自 平成19年 5月26日	210円
	至 平成19年11月26日	
第5特定期間	自 平成19年11月27日	230円
	至 平成20年 5月26日	
第6特定期間	自 平成20年 5月27日	270円
	至 平成20年11月25日	
第7特定期間	自 平成20年11月26日	270円
	至 平成21年 5月25日	
第8特定期間	自 平成21年 5月26日	270円
	至 平成21年11月25日	
第9特定期間	自 平成21年11月26日	270円
	至 平成22年 5月25日	
第10特定期間	自 平成22年 5月26日	270円
	至 平成22年11月25日	
第11特定期間	自 平成22年11月26日	270円
	至 平成23年 5月25日	
第12特定期間	自 平成23年 5月26日	270円
	至 平成23年11月25日	
第13特定期間	自 平成23年11月26日	270円
	至 平成24年 5月25日	
第14特定期間	自 平成24年 5月26日	270円
	至 平成24年11月26日	
第15特定期間	自 平成24年11月27日	120円
	至 平成25年 5月27日	
第16特定期間	自 平成25年 5月28日	120円
	至 平成25年11月25日	
第17特定期間	自 平成25年11月26日	120円
	至 平成26年 5月26日	
第18特定期間	自 平成26年 5月27日	120円
	至 平成26年11月25日	

第19特定期間	自 平成26年11月26日	120円
	至 平成27年 5月25日	
第20特定期間	自 平成27年 5月26日	120円
	至 平成27年11月25日	

③収益率の推移

期 間		収 益 率
第1特定期間末	自 平成17年12月27日	0.3%
	至 平成18年 5月25日	
第2特定期間末	自 平成18年 5月26日	7.7%
	至 平成18年11月27日	
第3特定期間末	自 平成18年11月28日	6.0%
	至 平成19年 5月25日	
第4特定期間末	自 平成19年 5月26日	0.4%
	至 平成19年11月26日	
第5特定期間末	自 平成19年11月27日	△0.4%
	至 平成20年 5月26日	
第6特定期間末	自 平成20年 5月27日	△17.6%
	至 平成20年11月25日	
第7特定期間末	自 平成20年11月26日	7.3%
	至 平成21年 5月25日	
第8特定期間末	自 平成21年 5月26日	1.7%
	至 平成21年11月25日	
第9特定期間末	自 平成21年11月26日	△5.4%
	至 平成22年 5月25日	
第10特定期間末	自 平成22年 5月26日	1.0%
	至 平成22年11月25日	
第11特定期間末	自 平成22年11月26日	2.7%
	至 平成23年 5月25日	
第12特定期間末	自 平成23年 5月26日	△6.7%
	至 平成23年11月25日	
第13特定期間末	自 平成23年11月26日	3.6%
	至 平成24年 5月25日	
第14特定期間末	自 平成24年 5月26日	7.4%
	至 平成24年11月26日	
第15特定期間末	自 平成24年11月27日	18.7%
	至 平成25年 5月27日	
第16特定期間末	自 平成25年 5月28日	1.1%
	至 平成25年11月25日	
第17特定期間末	自 平成25年11月26日	1.8%
	至 平成26年 5月26日	
第18特定期間末	自 平成26年 5月27日	10.2%
	至 平成26年11月25日	

第19特定期間末	自 平成26年11月26日	△4.6%
	至 平成27年 5月25日	
第20特定期間末	自 平成27年 5月26日	△2.1%
	至 平成27年11月25日	

（注）収益率は、以下の計算式により算出しております。ただし、第1特定期間については、前特定期間末分配落基準価額の代わりに1万口当たり当初元本（10,000円）を用いております。

収益率＝（当特定期間末分配落基準価額＋当特定期間中分配金累計額－前特定期間末分配落基準価額）÷前特定期間末分配落基準価額×100

（４）設定及び解約の実績

期 間		設定口数	解約口数
第1特定期間	自 平成18年 1月10日	865,864,297	502,704
	至 平成18年 5月25日		
第2特定期間	自 平成18年 5月26日	745,810,935	65,139,749
	至 平成18年11月27日		
第3特定期間	自 平成18年11月28日	386,638,122	134,879,786
	至 平成19年 5月25日		
第4特定期間	自 平成19年 5月26日	260,308,177	213,158,523
	至 平成19年11月26日		
第5特定期間	自 平成19年11月27日	122,247,922	141,452,918
	至 平成20年 5月26日		
第6特定期間	自 平成20年 5月27日	152,104,466	132,214,277
	至 平成20年11月25日		
第7特定期間	自 平成20年11月26日	70,708,350	35,028,453
	至 平成21年 5月25日		
第8特定期間	自 平成21年 5月26日	205,641,590	106,987,605
	至 平成21年11月25日		
第9特定期間	自 平成21年11月26日	45,144,154	77,078,363
	至 平成22年 5月25日		
第10特定期間	自 平成22年 5月26日	90,723,493	54,773,695
	至 平成22年11月25日		
第11特定期間	自 平成22年11月26日	19,969,621	104,637,193
	至 平成23年 5月25日		
第12特定期間	自 平成23年 5月26日	8,680,306	160,191,722
	至 平成23年11月25日		
第13特定期間	自 平成23年11月26日	2,816,148	184,060,841
	至 平成24年 5月25日		
第14特定期間	自 平成24年 5月26日	9,581,621	165,986,598
	至 平成24年11月26日		
第15特定期間	自 平成24年11月27日	12,694,788	266,737,060
	至 平成25年 5月27日		
第16特定期間	自 平成25年 5月28日	2,222,522	121,684,048
	至 平成25年11月25日		

第17特定期間	自 平成25年11月26日	5,955,368	223,151,463
	至 平成26年 5月26日		
第18特定期間	自 平成26年 5月27日	2,027,535	81,955,403
	至 平成26年11月25日		
第19特定期間	自 平成26年11月26日	2,826,942	67,781,404
	至 平成27年 5月25日		
第20特定期間	自 平成27年 5月26日	732,929	26,224,755
	至 平成27年11月25日		

（注1）上記は、すべて本邦内における設定、解約の実績口数です。

（注2）第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

《ご参考》パインブリッジ先進国債券マザーファンド

(1) 投資状況

(平成27年12月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	1,773,876,447	23.87
	フランス	1,237,263,375	16.65
	オーストラリア	1,088,490,614	14.65
	カナダ	731,995,405	9.85
	イギリス	720,490,004	9.70
	スウェーデン	702,407,831	9.45
	オランダ	592,049,066	7.97
	ドイツ	301,144,839	4.05
	小 計	7,147,717,581	96.19
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		283,074,356	3.81
合計（純資産総額）		7,430,791,937	100.00

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率です。

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

1. 組入上位銘柄（平成27年12月30日現在）

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	利率 （％）	償還期限	投資 比率 （％）
アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	11,570,000	12,865.22	1,488,506,820	12,786.10	1,479,352,617	4.75	2017/8/15	19.91
フランス	国債 証券	FRANCE GOVERNMENT	5,700,000	19,820.84	1,129,788,074	19,517.06	1,112,472,468	6.00	2025/10/25	14.97
オランダ	国債 証券	NETHERLANDS GOVERNMENT	3,000,000	19,984.05	599,521,611	19,734.96	592,049,066	7.50	2023/1/15	7.97
オースト ラリア	国債 証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,300,000	10,470.13	554,917,305	10,579.65	560,721,968	5.75	2022/7/15	7.55
カナダ	国債 証券	CANADIAN GOVERNMENT	3,300,000	12,595.85	415,663,168	12,805.43	422,579,332	5.75	2029/6/1	5.69
イギリス	国債 証券	UK TREASURY	1,700,000	24,834.63	422,188,773	24,596.46	418,139,871	4.75	2038/12/7	5.63
スウェー デン	国債 証券	SWEDISH GOVERNMENT	25,500,000	1,657.96	422,782,286	1,623.46	413,982,945	2.50	2025/5/12	5.57
オースト ラリア	国債 証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,300,000	9,655.37	318,627,354	9,675.56	319,293,797	5.25	2019/3/15	4.30
イギリス	国債 証券	UK TREASURY	1,520,000	20,002.12	304,032,238	19,891.45	302,350,133	4.50	2019/3/7	4.07
ドイツ	国債 証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,400,000	21,940.75	307,170,628	21,510.34	301,144,839	6.50	2027/7/4	4.05
スウェー デン	国債 証券	SWEDISH GOVERNMENT	17,000,000	1,724.78	293,213,518	1,696.61	288,424,886	3.50	2022/6/1	3.88
アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	1,650,000	15,675.07	258,638,797	15,529.98	256,244,749	6.25	2023/8/15	3.45

オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,000,000	10,217.85	204,357,028	10,423.74	208,474,849	4.75	2027/4/21	2.81
カナダ	国債証券	CANADIAN GOVERNMENT	1,950,000	8,874.05	173,044,017	8,845.36	172,484,714	4.00	2016/6/1	2.32
カナダ	国債証券	CANADIAN GOVERNMENT	1,400,000	9,735.12	136,291,807	9,780.81	136,931,359	3.50	2020/6/1	1.84
フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT	600,000	21,052.89	126,317,357	20,798.48	124,790,907	8.50	2023/4/25	1.68
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	300,000	12,855.81	38,567,459	12,759.69	38,279,081	7.50	2016/11/15	0.52

（注）帳簿価額および評価額は、対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。

2. 種類別及び業種別投資比率（平成27年12月30日現在）

種類	投資比率（％）
国債証券	96.19
合計	96.19

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率です。以下同じ。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

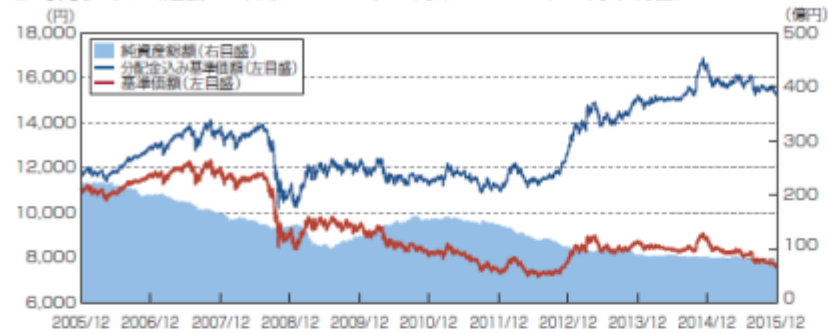
③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

《参考情報》

基準価額・純資産の推移

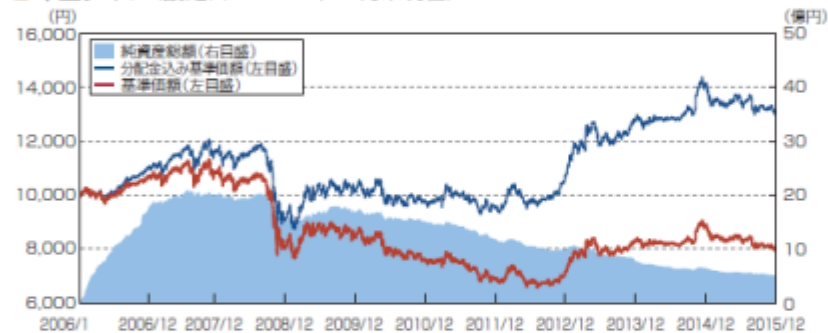
● 毎月タイプ（過去10年間／2005年12月末～2015年12月末現在）



(2015年12月末現在)

基準価額
7.610円
純資産総額
6,636百万円

● 年金タイプ（設定日～2015年12月末現在）



(2015年12月末現在)

基準価額
7.993円
純資産総額
514百万円

※上記の分配金込み基準価額は、過去に支払われた分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

分配の推移

(1万口あたり、課税前)

● 毎月タイプ

2015年12月	50円	2015年6月	50円
2015年11月	50円	2015年5月	50円
2015年10月	50円	2015年4月	50円
2015年9月	50円	2015年3月	50円
2015年8月	50円	2015年2月	50円
2015年7月	50円	2015年1月	50円

直近1年間累計	600円
設定来累計	6,320円

● 年金タイプ

2015年11月	40円	2015年5月	40円
2015年9月	40円	2015年3月	40円
2015年7月	40円	2015年1月	40円

直近1年間累計	240円
設定来累計	4,110円

主要な資産の状況

● 毎月タイプ

(2015年12月末現在)

パインブリッジ先進国債券マザーファンド	98.23%
キャッシュ等	1.77%

● 年金タイプ

パインブリッジ先進国債券マザーファンド	97.34%
キャッシュ等	2.66%

● パインブリッジ先進国債券マザーファンドの主要な資産の状況

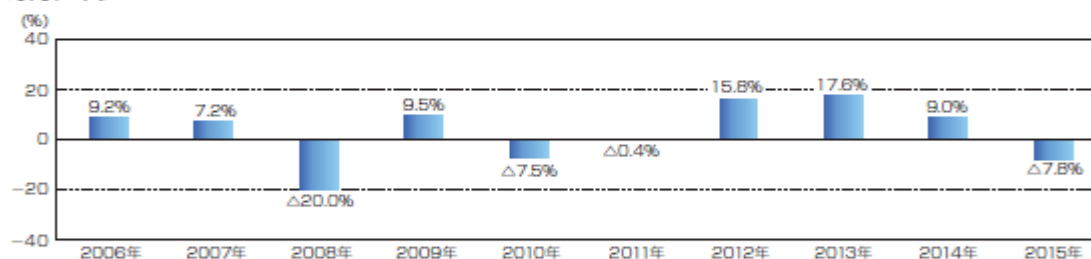
国名	銘柄名	クーポン(%)	償還日	投資比率 (%)
アメリカ	US TREASURY N/B	4.750	2017/8/15	19.91
フランス	FRANCE GOVERNMENT	6.000	2025/10/25	14.97
オランダ	NETHERLANDS GOVERNMENT	7.500	2023/1/15	7.97
オーストラリア	AUSTRALIAN GOVERNMENT	5.750	2022/7/15	7.55
カナダ	CANADIAN GOVERNMENT	5.750	2029/6/1	5.69
イギリス	UK TREASURY	4.750	2038/12/7	5.63
スウェーデン	SWEDISH GOVERNMENT	2.500	2025/5/12	5.57
オーストラリア	AUSTRALIAN GOVERNMENT	5.250	2019/3/15	4.30
イギリス	UK TREASURY	4.500	2019/3/7	4.07
ドイツ	BUNDESREPUB.DEUTSCHLAND	6.500	2027/7/4	4.05

※投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

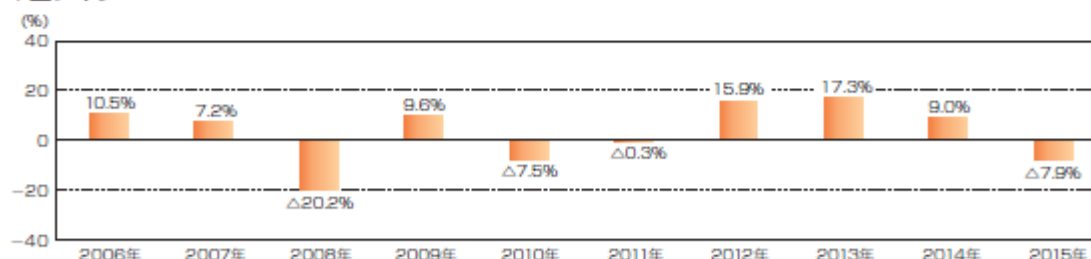
年間収益率の推移

(過去10年間／暦年ベース)

● 毎月タイプ



● 年金タイプ



※ファンドの収益率は、分配金込み基準価額を基に算出しています。また、年金タイプの2006年は設定日(1月10日)から年末までの騰落率を表示しています。なお、当ファンドにはベンチマークはありません。

上記は過去の実績であり、将来の投資成果等をお約束するものではありません。
最新の運用状況は、委託会社または販売会社のホームページ等でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）取得申込の受付

- ①申込期間：平成28年2月25日（木）から平成29年2月24日（金）まで
※申込期間は、当該期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
- ②受益権の取得申込は、原則として、申込期間中の販売会社の営業日に受付けます。取得申込の受付は、原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからの取得申込は翌営業日のお取扱いとなります。
- ③運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得申込を受付けない場合があります。また、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込を取消することができます。
- ④取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（2）申込単位・申込価額

- ①各ファンドについて、収益分配金の受取方法により、収益分配金を受取る「分配金受取りコース」と収益分配金を税引き後に再投資する「分配金再投資コース」の2つの申込コースがあります。取得申込時にいずれかの申込コースを選択いただきます。なお、原則として、取得申込手続完了後の申込コースの変更はできません。

＜分配金受取りコース＞：1万円以上1円単位

＜分配金再投資コース＞：1万円以上1円単位

- ②受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に1.62%（税抜1.5%）の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定める申込手数料を加算した価額とします。なお、収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

2【換金（解約）手続等】

- ①受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。受益者が一部解約の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとします。
- ②一部解約の実行請求の受付は、原則として、販売会社の営業日に受付けます。解約請求の受付は、原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日のお取扱いとなります。
- ③一部解約の価額は、一部解約の実行請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とし、委託会社の営業日に日々算出されます。一部解約の価額は、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

- ④委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行請求を取消することができます。
- ⑤一部解約の実行請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行請求を撤回しない場合には、当

該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行請求を受付けたものとして、前記③の規定に準じて算出された価額とします。

- ⑥解約代金のお支払いは、解約請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。
- ⑦解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

- ①基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。
- ②マザーファンド受益証券の評価は、原則として計算日における基準価額により評価します。実質組入外国債券の評価は、原則として計算日の前営業日付の証券会社、銀行等が提示する価額（ただし、売気配相場を除く）、または価格情報会社の提供する価額のいずれかにより評価します。外貨建て資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
- ③基準価額は、委託会社の営業日に日々算出され、委託会社および販売会社で1万口当たりの価額として発表されます。基準価額については、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

（2）【保管】

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行しており、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しません。

（3）【信託期間】

無期限とします。ただし、信託期間を繰上げて償還することがあります。（後記（5）その他 ①信託の終了 をご参照ください。）

（4）【計算期間】

毎月タイプ：原則として、毎月26日から翌月25日までとします。

年金タイプ：原則として、1月26日から3月25日まで、3月26日から5月25日まで、5月26日から7月25日まで、7月26日から9月25日まで、9月26日から11月25日まで、11月26日から翌年1月25日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

（5）【その他】

①信託の終了

1）投資信託契約の解約

1. 委託会社は、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは投資信託契約の一部解約により、受益権の口数が10

億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

2. 委託会社は、前記1. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前記2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、前記1. の投資信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときには、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記3. から5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記3. の一定期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

2) 投資信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了

1. 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
2. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記③信託約款の変更 4) に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

3) 受託会社の辞任および解任の場合の信託終了

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は信託約款の規定にしたがい新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- 1) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- 2) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

③信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社は、前記1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3) 前記2) の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4) 前記3) の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、前記1) の信託約款を変更しません。

- 5) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1) から5) までの規定にしたがいます。

④公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤反対者の買取請求権

ファンドの投資信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

⑥運用報告書

委託会社は、原則として6ヵ月毎（毎年5月、11月）および償還時に交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書は知られたる受益者に対して交付します。運用報告書（全体版）は受益者の請求により交付されますので、請求される受益者の方は販売会社までお問い合わせください。また、委託会社のホームページにて入手することもできます。

また、このほか運用状況等に関するレポートを定期的に作成・更新しており、各販売会社または委託会社のホームページにて入手することができます。

委託会社ホームページ

<http://www.pinebridge.co.jp/>

⑦信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑧関係会社との契約の更改

・販売会社との契約

委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」には、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

受益者は、収益分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。

＜分配金受取りコース＞の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）、決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、販売会社を通じてお支払いします。

なお、受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、収益分配金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

＜分配金再投資コース＞の収益分配金は、原則として、税引き後、無手数料で決算日の翌営業日に自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

②一部解約の実行請求権

受益者は、信託財産の一部解約の実行を請求する権利を有します。一部解約金は、原則として受益者の請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。

③償還金に対する請求権

受益者は、償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、償還日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、販売会社を通じてお支払いします。

なお、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、償還金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

④反対者の買取請求権

信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、所定期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

⑤帳簿書類の閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、パインブリッジ世界国債インカムオープン「毎月タイプ」の第24特定期間（平成27年5月26日から平成27年11月25日まで）の財務諸表について、及びパインブリッジ世界国債インカムオープン「年金タイプ」の第20特定期間（平成27年5月26日から平成27年11月25日まで）の財務諸表について、PwCあらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【パインブリッジ世界国債インカムオープン「毎月タイプ」】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第23特定期間 (平成27年5月25日現在)	第24特定期間 (平成27年11月25日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	203,705,115	171,882,388
親投資信託受益証券	7,582,600,715	6,742,867,588
未収利息	55	47
流動資産合計	7,786,305,885	6,914,750,023
資産合計	7,786,305,885	6,914,750,023
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	47,001,462	44,249,770
未払解約金	8,344,680	4,276,190
未払受託者報酬	321,877	306,349
未払委託者報酬	5,343,155	5,085,405
流動負債合計	61,011,174	53,917,714
負債合計	61,011,174	53,917,714
純資産の部		
元本等		
元本	9,400,292,446	8,849,954,075
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,674,997,735	△1,989,121,766
（分配準備積立金）	820,636	347,655
元本等合計	7,725,294,711	6,860,832,309
純資産合計	7,725,294,711	6,860,832,309
負債純資産合計	7,786,305,885	6,914,750,023

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第23特定期間 自 平成26年11月26日 至 平成27年 5月25日	第24特定期間 自 平成27年 5月26日 至 平成27年11月25日
営業収益		
受取利息	7,620	5,842
有価証券売買等損益	△349,085,961	△114,733,127
営業収益合計	△349,078,341	△114,727,285
営業費用		
受託者報酬	2,149,344	1,969,165
委託者報酬	35,679,037	32,687,953
その他費用	—	10,800
営業費用合計	37,828,381	34,667,918
営業損失（△）	△386,906,722	△149,395,203
経常損失（△）	△386,906,722	△149,395,203
当期純損失（△）	△386,906,722	△149,395,203
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△103,715	△4,801,254
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,034,174,765	△1,674,997,735
剰余金増加額又は欠損金減少額	91,755,191	122,195,561
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	91,755,191	122,195,561
剰余金減少額又は欠損金増加額	62,549,944	22,752,410
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	62,549,944	22,752,410
分配金	283,225,210	268,973,233
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,674,997,735	△1,989,121,766

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第23特定期間 (平成27年5月25日現在)	第24特定期間 (平成27年11月25日現在)
1.期首元本額	9,657,398,801円	9,400,292,446円
期中追加設定元本額	405,455,712円	118,748,781円
期中一部解約元本額	662,562,067円	669,087,152円
2.受益権の総数	9,400,292,446口	8,849,954,075口
3.元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,674,997,735円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,989,121,766円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第23特定期間	第24特定期間
	自 平成26年11月26日 至 平成27年 5月25日	自 平成27年 5月26日 至 平成27年11月25日
分配金の計算過程	[平成26年11月26日から 平成26年12月25日まで の計算期間]	[平成27年5月26日から 平成27年6月25日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	23,132,914円	24,984,602円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有 価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	702,916,286円	562,818,274円
分配準備積立金額	16,143,848円	808,639円
当ファンドの分配対象収益額	742,193,048円	588,611,515円
当ファンドの期末残存口数	9,447,020,265口	9,278,023,624口
1万口当たり収益分配対象額	785.63円	634.41円
1万口当たり分配金額	50.00円	50.00円
収益分配金金額	47,235,101円	46,390,118円
	[平成26年12月26日から 平成27年 1月26日まで の計算期間]	[平成27年6月26日から 平成27年7月27日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	23,134,495円	19,786,851円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有 価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	693,417,169円	523,126,238円
分配準備積立金額	538,441円	716,186円
当ファンドの分配対象収益額	717,090,105円	543,629,275円
当ファンドの期末残存口数	9,431,531,724口	8,963,372,785口
1万口当たり収益分配対象額	760.31円	606.50円
1万口当たり分配金額	50.00円	50.00円
収益分配金金額	47,157,658円	44,816,863円
	[平成27年1月27日から 平成27年2月25日まで の計算期間]	[平成27年7月28日から 平成27年8月25日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	26,469,817円	17,734,430円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有 価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	674,217,095円	496,634,649円
分配準備積立金額	93,013円	777,573円
当ファンドの分配対象収益額	700,779,925円	515,146,652円
当ファンドの期末残存口数	9,489,935,922口	8,937,370,835口
1万口当たり収益分配対象額	738.44円	576.39円
1万口当たり分配金額	50.00円	50.00円
収益分配金金額	47,449,679円	44,686,854円

	[平成27年2月26日から 平成27年3月25日まで の計算期間]	[平成27年8月26日から 平成27年9月25日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	20,558,708円	17,919,606円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有 価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	650,081,932円	467,788,899円
分配準備積立金額	934,154円	633,130円
当ファンドの分配対象収益額	671,574,794円	486,341,635円
当ファンドの期末残存口数	9,455,812,139口	8,898,204,724口
1万口当たり収益分配対象額	710.22円	546.56円
1万口当たり分配金額	50.00円	50.00円
収益分配金金額	47,279,060円	44,491,023円
	[平成27年3月26日から 平成27年4月27日まで の計算期間]	[平成27年 9月26日から 平成27年10月26日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	22,650,393円	21,375,360円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有 価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	621,313,384円	439,590,632円
分配準備積立金額	685,272円	753,034円
当ファンドの分配対象収益額	644,649,049円	461,719,026円
当ファンドの期末残存口数	9,420,450,165口	8,867,721,051口
1万口当たり収益分配対象額	684.30円	520.67円
1万口当たり分配金額	50.00円	50.00円
収益分配金金額	47,102,250円	44,338,605円
	[平成27年4月28日から 平成27年5月25日まで の計算期間]	[平成27年10月27日から 平成27年11月25日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	21,721,454円	17,205,062円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有 価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	595,598,353円	415,722,629円
分配準備積立金額	719,854円	842,501円
当ファンドの分配対象収益額	618,039,661円	433,770,192円
当ファンドの期末残存口数	9,400,292,446口	8,849,954,075口
1万口当たり収益分配対象額	657.46円	490.13円
1万口当たり分配金額	50.00円	50.00円
収益分配金金額	47,001,462円	44,249,770円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第23特定期間 自 平成26年11月26日 至 平成27年 5月25日	第24特定期間 自 平成27年 5月26日 至 平成27年11月25日
----	---	---

1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、親投資信託受益証券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。 当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	・運用業務部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・法務コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。	同左

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項目	第23特定期間 (平成27年5月25日現在)	第24特定期間 (平成27年11月25日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
4.金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第23特定期間 (平成27年5月25日現在)	第24特定期間 (平成27年11月25日現在)
	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	62,777,603	△42,679,346
合計	62,777,603	△42,679,346

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

項目	第23特定期間 (平成27年5月25日現在)	第24特定期間 (平成27年11月25日現在)
1口当たり純資産額	0.8218円	0.7752円
(1万口当たり純資産額)	(8,218円)	(7,752円)

(4)【附属明細表】**第1 有価証券明細表（平成27年11月25日現在）****(1)株式**

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託受益証券	パインブリッジ先進国債券マザーファンド	4,690,037,969	6,742,867,588	
合計			4,690,037,969	6,742,867,588	

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【パインブリッジ世界国債インカムオープン「年金タイプ」】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第19特定期間 (平成27年5月25日現在)	第20特定期間 (平成27年11月25日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	18,340,770	17,498,570
親投資信託受益証券	551,269,951	513,485,480
未収利息	5	4
流動資産合計	569,610,726	530,984,054
資産合計	569,610,726	530,984,054
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,698,258	2,596,290
未払解約金	572,818	2,463,463
未払受託者報酬	51,304	48,483
未払委託者報酬	851,608	804,840
流動負債合計	4,173,988	5,913,076
負債合計	4,173,988	5,913,076
純資産の部		
元本等		
元本	674,564,552	649,072,726
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△109,127,814	△124,001,748
（分配準備積立金）	11,193,781	11,149,564
元本等合計	565,436,738	525,070,978
純資産合計	565,436,738	525,070,978
負債純資産合計	569,610,726	530,984,054

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第19特定期間 自 平成26年11月26日 至 平成27年 5月25日	第20特定期間 自 平成27年 5月26日 至 平成27年11月25日
営業収益		
受取利息	677	537
有価証券売買等損益	△27,123,420	△8,784,471
営業収益合計	△27,122,743	△8,783,934
営業費用		
受託者報酬	161,563	150,011
委託者報酬	2,681,867	2,490,177
その他費用	—	10,800
営業費用合計	2,843,430	2,650,988
営業損失（△）	△29,966,173	△11,434,922
経常損失（△）	△29,966,173	△11,434,922
当期純損失（△）	△29,966,173	△11,434,922
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	302,151	79,268
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△80,298,313	△109,127,814
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,199,250	4,694,208
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,199,250	4,694,208
剰余金減少額又は欠損金増加額	414,360	124,697
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	414,360	124,697
分配金	8,346,067	7,929,255
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△109,127,814	△124,001,748

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第19特定期間 (平成27年5月25日現在)	第20特定期間 (平成27年11月25日現在)
1. 期首元本額	739,519,014円	674,564,552円
期中追加設定元本額	2,826,942円	732,929円
期中一部解約元本額	67,781,404円	26,224,755円
2. 受益権の総数	674,564,552口	649,072,726口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は109,127,814円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は124,001,748円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第19特定期間 自 平成26年11月26日 至 平成27年 5月25日	第20特定期間 自 平成27年 5月26日 至 平成27年11月25日
分配金の計算過程	[平成26年11月26日から 平成27年 1月26日まで の計算期間]	[平成27年5月26日から 平成27年7月27日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	3,573,563円	2,991,358円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	2,133,308円	1,976,644円
分配準備積立金額	10,410,528円	11,077,119円
当ファンドの分配対象収益額	16,117,399円	16,045,121円
当ファンドの期末残存口数	726,821,886口	667,809,569口
1万口当たり収益分配対象額	221.75円	240.26円
1万口当たり分配金額	40.00円	40.00円
収益分配金金額	2,907,287円	2,671,238円
	[平成27年1月27日から 平成27年3月25日まで の計算期間]	[平成27年7月28日から 平成27年9月25日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	3,430,785円	2,706,776円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	2,018,727円	1,973,771円
分配準備積立金額	10,434,270円	11,352,672円
当ファンドの分配対象収益額	15,883,782円	16,033,219円
当ファンドの期末残存口数	685,130,579口	665,431,827口
1万口当たり収益分配対象額	231.83円	240.94円
1万口当たり分配金額	40.00円	40.00円
収益分配金金額	2,740,522円	2,661,727円
	[平成27年3月26日から 平成27年5月25日まで の計算期間]	[平成27年 9月26日から 平成27年11月25日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	2,943,032円	2,632,044円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	1,991,798円	1,929,115円
分配準備積立金額	10,949,007円	11,113,810円
当ファンドの分配対象収益額	15,883,837円	15,674,969円
当ファンドの期末残存口数	674,564,552口	649,072,726口
1万口当たり収益分配対象額	235.46円	241.49円
1万口当たり分配金額	40.00円	40.00円
収益分配金金額	2,698,258円	2,596,290円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第19特定期間 自 平成26年11月26日 至 平成27年 5月25日	第20特定期間 自 平成27年 5月26日 至 平成27年11月25日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、親投資信託受益証券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。 当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	・運用業務部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・法務コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。	同左

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項目	第19特定期間 (平成27年5月25日現在)	第20特定期間 (平成27年11月25日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
4.金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第19特定期間 (平成27年5月25日現在)	第20特定期間 (平成27年11月25日現在)
	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	980,705	1,714,356
合計	980,705	1,714,356

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

項目	第19特定期間 (平成27年5月25日現在)	第20特定期間 (平成27年11月25日現在)
1口当たり純資産額	0.8382円	0.8090円
(1万口当たり純資産額)	(8,382円)	(8,090円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表（平成27年11月25日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託受益証券	パインブリッジ先進国債券マザーファンド	357,157,599	513,485,480	
合計			357,157,599	513,485,480	

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「パインブリッジ先進国債券マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。
なお、同マザーファンドの状況は次の通りです。

「パインブリッジ先進国債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

(1)貸借対照表

区分	注記 事項	(平成27年5月25日現在)	(平成27年11月25日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
金銭信託		471,194	787,505
コール・ローン		158,763,106	128,013,024
国債証券		8,341,385,027	7,452,131,124
未収利息		68,013,369	109,544,440
前払費用		55,175,486	40,755
流動資産合計		8,623,808,182	7,690,516,848
資産合計		8,623,808,182	7,690,516,848
負債の部			
負債合計		—	—
純資産の部			
元本等			
元本		5,900,699,492	5,349,287,451
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		2,723,108,690	2,341,229,397
元本等合計		8,623,808,182	7,690,516,848
純資産合計		8,623,808,182	7,690,516,848
負債純資産合計		8,623,808,182	7,690,516,848

（注）親投資信託の計算期間は、原則として、毎年5月26日から11月25日まで、および11月26日から翌年5月25日までであります。

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	
1.有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない。）または価格情報会社の提供する価額で時価評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、我が国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成27年5月25日現在)	(平成27年11月25日現在)
1.期首元本額	6,348,436,851円	5,900,699,492円
期中追加設定元本額	—円	—円
期中一部解約元本額	447,737,359円	551,412,041円
元本の内訳		
ファンド名		
パインブリッジ世界国債インカムオープン「毎月タイプ」	5,188,231,759円	4,690,037,969円
パインブリッジ世界国債インカムオープン「年金タイプ」	377,194,630円	357,157,599円
パインブリッジ・ニューグローバルファンド＜毎月分配タイプ＞	277,011,693円	248,563,071円
パインブリッジ・ニューグローバルファンド＜1年決算タイプ＞	58,261,410円	53,528,812円
合計	5,900,699,492円	5,349,287,451円
2.受益権の総数	5,900,699,492口	5,349,287,451口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成26年11月26日 至 平成27年 5月25日	自 平成27年 5月26日 至 平成27年11月25日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、国債証券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。 当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	・運用業務部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・法務コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。	同左

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成27年5月25日現在)	(平成27年11月25日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	(平成27年5月25日現在)	(平成27年11月25日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△185,371,720	△73,389,715
合計	△185,371,720	△73,389,715

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

項目	（平成27年5月25日現在）	（平成27年11月25日現在）
1口当たり純資産額	1.4615円	1.4377円
（1万口当たり純資産額）	（14,615円）	（14,377円）

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表（平成27年11月25日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄		券面総額	評価額	備考
米国ドル	国債証券	US TREASURY N/B	7.5000% 11/15/2016	600,000.00	639,540.00	
		US TREASURY N/B	4.7500% 08/15/2017	11,570,000.00	12,341,487.60	
		US TREASURY N/B	6.2500% 08/15/2023	1,650,000.00	2,144,422.50	
	計			13,820,000.00	15,125,450.10	
					(1,851,808,855)	
					15,125,450.10	
					(1,851,808,855)	
小計						
カナダ・ドル	国債証券	CANADIAN GOVERNMENT	4.0000% 06/01/2016	1,950,000.00	1,984,905.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	3.5000% 06/01/2020	1,400,000.00	1,563,338.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	5.7500% 06/01/2029	3,300,000.00	4,767,873.00	
	計			6,650,000.00	8,316,116.00	
					(765,415,316)	
					8,316,116.00	
					(765,415,316)	
小計						
ユーロ	国債証券	BUNDESREPUB.DEUTSCHLAND	6.5000% 07/04/2027	1,400,000.00	2,331,112.00	
		FRANCE GOVERNMENT	8.5000% 04/25/2023	900,000.00	1,437,986.70	
		FRANCE GOVERNMENT	6.0000% 10/25/2025	5,700,000.00	8,573,940.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	7.5000% 01/15/2023	3,000,000.00	4,549,758.00	
	計			11,000,000.00	16,892,796.70	
					(2,203,158,545)	
					16,892,796.70	
小計				(2,203,158,545)		
英国ポンド	国債証券	UK TREASURY	4.5000% 03/07/2019	1,520,000.00	1,700,594.24	
		UK TREASURY	4.7500% 12/07/2038	1,700,000.00	2,361,498.90	
	計			3,220,000.00	4,062,093.14	
					(750,349,844)	
					4,062,093.14	
					(750,349,844)	
小計						
スウェーデン・クローナ	国債証券	SWEDISH GOVERNMENT	3.5000% 06/01/2022	20,000,000.00	23,973,260.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	2.5000% 05/12/2025	25,500,000.00	29,380,284.00	
	計			45,500,000.00	53,353,544.00	
					(752,284,970)	
					53,353,544.00	
					(752,284,970)	
小計						
オーストラリア・ドル	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	5.2500% 03/15/2019	3,700,000.00	4,063,543.50	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	5.7500% 07/15/2022	5,300,000.00	6,311,616.30	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	4.7500% 04/21/2027	2,000,000.00	2,324,352.00	
	計			11,000,000.00	12,699,511.80	
					(1,129,113,594)	
					12,699,511.80	
					(1,129,113,594)	
小計						
合計					7,452,131,124	

(注) 1.通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

2.合計欄の記載は邦貨額であり、（ ）内は外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米国ドル	国債証券 3銘柄	100.0%	24.8%
カナダ・ドル	国債証券 3銘柄	100.0%	10.3%
ユーロ	国債証券 4銘柄	100.0%	29.5%
英国ポンド	国債証券 2銘柄	100.0%	10.1%
スウェーデン・クローナ	国債証券 2銘柄	100.0%	10.1%
オーストラリア・ドル	国債証券 3銘柄	100.0%	15.2%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

《1》パインブリッジ世界国債インカムオープン「毎月タイプ」

（平成27年12月30日現在）

I 資産総額	6,646,237,707 円
II 負債総額	10,128,385 円
III 純資産総額（I－II）	6,636,109,322 円
IV 発行済数量	8,720,050,739 口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たりの純資産額）	0.7610 円 (7,610 円)

（注）Iの資産には、有価証券の評価損益が含まれています。（以下同じ。）

《2》パインブリッジ世界国債インカムオープン「年金タイプ」

（平成27年12月30日現在）

I 資産総額	514,907,519 円
II 負債総額	473,841 円
III 純資産総額（I－II）	514,433,678 円
IV 発行済数量	643,631,183 口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たりの純資産額）	0.7993 円 (7,993 円)

（ご参考）パインブリッジ先進国債券マザーファンド

（平成27年12月30日現在）

I 資産総額	7,430,791,937 円
II 負債総額	— 円
III 純資産総額（I－II）	7,430,791,937 円
IV 発行済数量	5,227,160,754 口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たりの純資産額）	1.4216 円 (14,216 円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替受益権となっており、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（1）名義書換

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（平成27年12月末日現在）

- ・資本金の額 500,000,000円
- ・会社が発行する株式の総数 50,000株
- ・発行済株式総数 41,000株
- ・資本金の額の増減（最近5年間）
平成24年 8月11日 1,650,000,000円減少。
- ・会社の機構

（1）経営の意思決定

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一です。

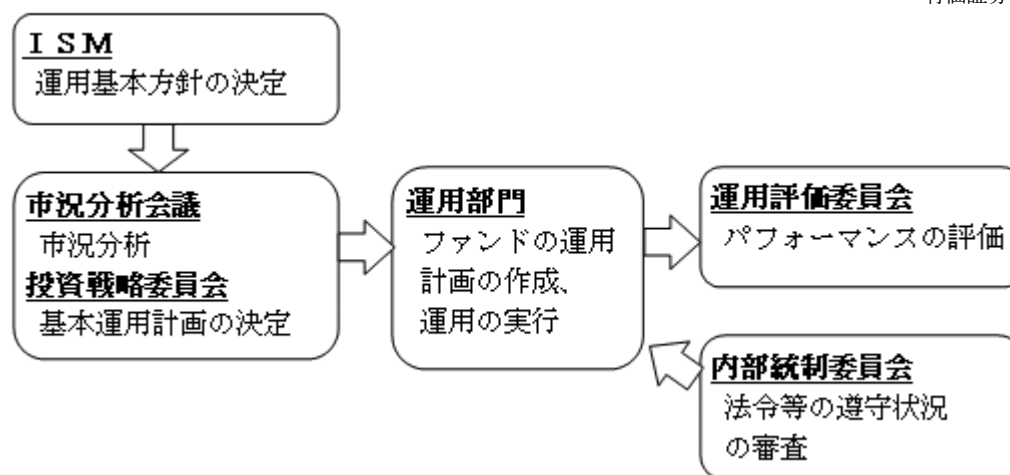
取締役会は、その決議をもって、代表取締役1名以上を選定します。また、会長、社長、副社長及びその他の役付取締役を選定することができます。

取締役会は、少なくとも3ヵ月に1回は開催します。取締役会は、当社の経営に関するすべての重要事項並びに法令もしくは定款によって定められた事項を決定します。取締役会の決議は、法律に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席のうえ、出席取締役の過半数の議決によって行います。

（2）運用の意思決定

世界中の運用拠点の主要メンバーにより組織されているインベストメント・ストラテジー・ミーティング（ISM：Investment Strategy Meeting）で経済環境、投資戦略、市場リスク分析、各地域の景気サイクルなどの詳細な分析が行われ、これを参考に、独自に開催する市況分析会議・投資戦略委員会を経て基本運用計画を決定します。これに基づいて、運用部門においてファンド毎の運用計画を作成し、ポートフォリオの構築を行い運用を実行します。

なお、運用体制は次の通りとなっております。



※前記の運用体制等は、今後変更することがあります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、平成27年12月末日現在、次の通りです。（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額
単位型株式投資信託	106	374,743 百万円
追加型株式投資信託	68	381,275 百万円
合計	174	756,019 百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

2. 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

3. 当社は、第30期事業年度（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定により、PwCあらた監査法人により監査を受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けているあらた監査法人は、平成27年7月1日に名称を変更し、PwCあらた監査法人になりました。

また、第31期事業年度に係る中間会計期間（平成27年1月1日から平成27年6月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定により、PwCあらた監査法人により中間監査を受けております。

4. 当社は、平成25年6月28日の株主総会の決議において、パインブリッジ・グループの連結決算日との統一による事業運営の効率化を目的として、決算日を3月31日から12月31日に変更いたしました。これに伴い第29期事業年度は、平成25年4月1日から平成25年12月31日までの9ヶ月間となっております。

1.財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第29期 (平成25年12月31日現在)		第30期 (平成26年12月31日現在)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金	*2	1,054,823	*2	1,131,729
前払費用		62,688		52,730
未収入金		150,987		128,041
未収委託者報酬		1,181,050		1,344,923
未収運用受託報酬		359,900		464,231
立替金		36,558		15,241
流動資産合計		2,846,010		3,136,897
固定資産				
有形固定資産				
建物附属設備	*1	67,619	*1	57,316
工具器具備品	*1	22,002	*1	11,792
有形固定資産合計		89,622		69,109
無形固定資産				
ソフトウェア		29,376		17,481
電話加入権		3,875		3,875
無形固定資産合計		33,252		21,357
投資その他の資産				
投資有価証券		88,890		84,980
関係会社株式		385,081		457,209
敷金保証金		134,605		125,600
長期前払費用		31,724		20,869
預託金		74		74
投資その他の資産合計		640,376		688,734
固定資産合計		763,250		779,200
資産合計		3,609,261		3,916,098

(単位:千円)

	第29期 (平成25年12月31日現在)	第30期 (平成26年12月31日現在)
負債の部		
流動負債		
関係会社短期借入金	-	83,776
預り金	13,216	25,329
未払金		
未払収益分配金	1,692	1,692
未払償還金	3,500	3,500
未払手数料	520,443	600,715
その他未払金	172,600	119,916
未払費用	1,422,422	943,036
未払役員賞与	-	150,033
前受収益	10,655	10,655
未払法人税等	13,225	95,546
未払消費税等	32,179	121,509
賞与引当金	32,348	48,469
役員賞与引当金	11,673	22,364
流動負債合計	2,233,957	2,226,542
固定負債		
退職給付引当金	82,509	83,482
役員退職慰労引当金	28,631	29,459
長期前受収益	31,091	20,436
その他	24,063	41,624
固定負債合計	166,295	175,002
負債合計	2,400,253	2,401,545
純資産の部		
株主資本		
資本金	500,000	500,000
資本剰余金		
資本準備金	31,736	31,736
資本剰余金合計	31,736	31,736
利益剰余金		
利益準備金	265,112	265,112
その他利益剰余金		
任意積立金	230,000	230,000
繰越利益剰余金	193,268	502,723
利益剰余金合計	688,381	997,836
株主資本合計	1,220,117	1,529,573
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 11,110	△ 15,020
評価・換算差額等合計	△ 11,110	△ 15,020
純資産合計	1,209,007	1,514,553
負債・純資産合計	3,609,261	3,916,098

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第29期 (自平成25年 4月 1日 至平成25年12月31日)	第30期 (自平成26年 1月 1日 至平成26年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	4,793,108	7,126,099
運用受託報酬	805,484	1,504,260
その他営業収益	46,572	74,206
営業収益合計	5,645,166	8,704,566
営業費用		
支払手数料	2,172,727	3,286,668
広告宣伝費	43,408	35,630
公告費	-	1,222
調査費		
調査費	521,785	749,609
委託調査費	1,095,890	1,819,942
営業雑経費		
通信費	19,651	23,895
印刷費	97,125	137,172
協会費	5,333	7,354
図書費	1,504	2,440
営業費用合計	3,957,427	6,063,935
一般管理費		
給料		
役員報酬	22,950	45,766
給料・手当	559,077	739,839
賞与	198,405	218,622
役員賞与	18,262	163,350
賞与引当金繰入	32,348	48,469
役員賞与引当金繰入	11,673	22,364
交際費	1,372	2,717
寄付金	577	2,076
旅費交通費	32,435	43,990
租税公課	8,794	15,017
不動産賃借料	126,594	144,855
退職給付費用	31,322	40,309
役員退職慰労引当金繰入	621	828
固定資産減価償却費	36,017	33,731
業務委託費	363,194	603,783
諸経費	89,550	89,282
一般管理費合計	1,533,197	2,215,005
営業利益又は営業損失（△）	154,540	425,625
営業外収益		
受取利息	86	62
雑収入	92	155
営業外収益合計	178	218

営業外費用			
為替差損		16,708	11,736
支払利息		-	1,956
雑損失		-	732
その他		6	-
営業外費用合計		16,714	14,425
経常利益又は経常損失（△）		138,004	411,418
特別損失			
固定資産除却損	*1	5,272	*1 1,104
退職特別加算金		33,315	-
特別損失合計		38,587	1,104
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）		99,417	410,314
法人税、住民税及び事業税		20,144	100,858
法人税等合計		20,144	100,858
当期純利益又は当期純損失（△）		79,272	309,455

(3)【株主資本等変動計算書】

第29期（自 平成25年4月1日至 平成25年12月31日）

(単位:千円)

	株 主 資 本								評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計		
		資本準 備金	その 他資 本剰 余金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金						利益剰 余金合 計
						任意積 立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	500,000	31,736	-	31,736	265,112	230,000	113,995	609,108	1,140,845	△ 11,950	△ 11,950	1,128,895
当期変動額												
当期純利益又は 当期純損失（△）	-	-	-	-	-	-	79,272	79,272	79,272	-	-	79,272
株主資本以外の 項目の当期中の 変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	840	840	840
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	79,272	79,272	79,272	840	840	80,112
当期末残高	500,000	31,736	-	31,736	265,112	230,000	193,268	688,381	1,220,117	△ 11,110	△ 11,110	1,209,007

第30期（自 平成26年1月1日至 平成26年12月31日）

(単位:千円)

	株 主 資 本								評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			株主資本 本合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計		
		資本準 備金	その 他資 本剰 余金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金						利益剰 余金合 計
						任意積 立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	500,000	31,736	-	31,736	265,112	230,000	193,268	688,381	1,220,117	△ 11,110	△ 11,110	1,209,007
当期変動額												
当期純利益又は 当期純損失（△）	-	-	-	-	-	-	309,455	309,455	309,455	-	-	309,455
株主資本以外の 項目の当期間中の 変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 3,910	△ 3,910	△ 3,910
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	309,455	309,455	309,455	△ 3,910	△ 3,910	305,545
当期末残高	500,000	31,736	-	31,736	265,112	230,000	502,723	997,836	1,529,573	△ 15,020	△ 15,020	1,514,553

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)子会社株式 移動平均法による原価法 (2)その他有価証券(時価のあるもの) 期末の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。 (2)無形固定資産 ソフトウェア（自社利用分）については、定額法により、社内における利用可能期間（5年）で償却しております。 (3)長期前払費用 定額法により償却しております。
3. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、役員賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末現在の退職給付要支給額を計上しております。退職給付引当金の算定にあたり、期末自己都合退職金要支給額を退職給付引当金とする簡便法を採用しております。 (4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末現在の役員退職慰労金要支給額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっております。 (2)決算日の変更に關する事項 当社は、平成25年6月28日の株主総会の決議において、パインブリッジ・グループの連結決算日との統一による事業運営の効率化を目的として、決算日を3月31日から12月31日に変更いたしました。これに伴い第29期事業年度は、平成25年4月1日から平成25年12月31日までの9ヶ月間となっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第29期 平成25年12月31日現在	第30期 平成26年12月31日現在
*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 72,579 千円 工具器具備品 111,356 千円	*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 82,882 千円 工具器具備品 109,377 千円
*2 信託資産 現金・預金のうち、10,145千円は、直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。	*2 信託資産 現金・預金のうち、10,148千円は、直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。

(損益計算書関係)

第29期 自 平成25年 4月 1日 至 平成25年12月31日	第30期 自 平成26年 1月 1日 至 平成26年12月31日
*1 固定資産除却損は、建物附属設備3,488千円、工具器具備品1,783千円であります。	*1 固定資産除却損は、工具器具備品790千円、ソフトウェア313千円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

第29期（自平成25年4月1日至平成25年12月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	41,000 株	-	-	41,000 株
合 計	41,000 株	-	-	41,000 株

2.配当に関する事項

該当事項はありません。

第30期（自平成26年1月1日至平成26年12月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	41,000 株	-	-	41,000 株
合 計	41,000 株	-	-	41,000 株

2.配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第29期 自 平成25年 4月 1日 至 平成25年12月31日	第30期 自 平成26年 1月 1日 至 平成26年12月31日												
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr> <td>1年内</td><td>135,087 千円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>67,543 千円</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>202,630 千円</td></tr> </table>	1年内	135,087 千円	1年超	67,543 千円	合 計	202,630 千円	オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr> <td>1年内</td><td>67,543 千円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>- 千円</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>67,543 千円</td></tr> </table>	1年内	67,543 千円	1年超	- 千円	合 計	67,543 千円
1年内	135,087 千円												
1年超	67,543 千円												
合 計	202,630 千円												
1年内	67,543 千円												
1年超	- 千円												
合 計	67,543 千円												

（金融商品関係）

第29期（自 平成25年4月1日至 平成25年12月31日）

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用について短期的な預金に限定しております。又、所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は銀行の信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関に係る銀行のみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託又は取引相手毎に残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。又、未収入金は概ね海外の関連会社との取引により生じたものであり、定期的に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクについては、個別の案件毎に毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払を実行出来なくなるリスク）の管理

当社は日々資金残高管理を行っております。又、月次で資金繰り予定表を作成・更新するとともに、手元流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持する事等により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
1) 現金・預金	1,054,823	1,054,823	-
2) 未収委託者報酬	1,181,050	1,181,050	-
3) 未収運用受託報酬	359,900	359,900	-
資産計	2,595,773	2,595,773	-
1) 未払費用	1,422,422	1,422,422	-
2) 未払手数料	520,443	520,443	-
負債計	1,942,865	1,942,865	-

（注1） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

1) 現金・預金、2) 未収委託者報酬、3) 未収運用受託報酬

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

1) 未払費用、2) 未払手数料

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2） 子会社株式（貸借対照表計上額385,081千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（注3） 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
1) 現金・預金	1,054,823	-	-	-
2) 未収委託者報酬	1,181,050	-	-	-
3) 未収運用受託報酬	359,900	-	-	-
合計	2,595,773	-	-	-

第30期（自 平成26年1月1日至 平成26年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。又、当社業務に関する所要資金は自己資金で賄っており、銀行借り入れ、社債発行等による資金調達を行わない方針ですが、当期は子会社への増資にあたり、所要資金を当社親会社からの借入金により充当いたしました。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は銀行の信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関に係る銀行のみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託又は取引相手毎に残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少で

あります。又、未収入金は概ね海外の関連会社との取引により生じたものであり、定期的に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクについては、個別の案件毎に毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払を実行出来なくなるリスク）の管理

当社は日々資金残高管理を行っております。又、月次で資金繰り予定表を作成・更新するとともに、手元流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持する事等により、流動性リスクを管理しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
1)現金・預金	1,131,729	1,131,729	-
2)未収委託者報酬	1,344,923	1,344,923	-
3)未収運用受託報酬	464,231	464,231	-
資産計	2,940,883	2,940,883	-
1)未払費用	943,036	943,036	-
2)未払手数料	600,715	600,715	-
負債計	1,543,751	1,543,751	-

（注1） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

1) 現金・預金、2) 未収委託者報酬、3) 未収運用受託報酬

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

1) 未払費用、2) 未払手数料

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2） 子会社株式（貸借対照表計上額457,209千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（注3） 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
1)現金・預金	1,131,729	-	-	-
2)未収委託者報酬	1,344,923	-	-	-
3)未収運用受託報酬	464,231	-	-	-
合計	2,940,883	-	-	-

(有価証券関係)

第29期 平成25年12月31日現在	第30期 平成26年12月31日現在																								
1. 子会社株式 (単位：千円) <table><tr><th>区分</th><th>貸借対照表計上額</th></tr><tr><td>子会社株式</td><td>385,081</td></tr></table> 上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものとあります。	区分	貸借対照表計上額	子会社株式	385,081	1. 子会社株式 (単位：千円) <table><tr><th>区分</th><th>貸借対照表計上額</th></tr><tr><td>子会社株式</td><td>457,209</td></tr></table> 上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものとあります。	区分	貸借対照表計上額	子会社株式	457,209																
区分	貸借対照表計上額																								
子会社株式	385,081																								
区分	貸借対照表計上額																								
子会社株式	457,209																								
2. その他有価証券で時価のあるもの (単位：千円) <table><tr><th>区分</th><th>貸借対照表計上額</th><th>取得原価</th><th>差額</th></tr><tr><td>貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>投資信託受益証券</td><td>88,890</td><td>100,000</td><td>△ 11,110</td></tr></table>	区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの				投資信託受益証券	88,890	100,000	△ 11,110	2. その他有価証券で時価のあるもの (単位：千円) <table><tr><th>区分</th><th>貸借対照表計上額</th><th>取得原価</th><th>差額</th></tr><tr><td>貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>投資信託受益証券</td><td>84,980</td><td>100,000</td><td>△ 15,020</td></tr></table>	区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの				投資信託受益証券	84,980	100,000	△ 15,020
区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額																						
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの																									
投資信託受益証券	88,890	100,000	△ 11,110																						
区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額																						
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの																									
投資信託受益証券	84,980	100,000	△ 15,020																						
3. 当事業年度に売却したその他有価証券 該当事項はありません。	3. 当事業年度に売却したその他有価証券 該当事項はありません。																								

(退職給付関係)

第29期（平成25年12月31日現在）

1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度および非積立型の退職一時金制度を採用しております。 退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。	
2. 確定給付制度 (1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表	
期首における退職給付引当金	千円 92,637
退職給付費用	9,297
退職給付の支払額	△ 19,425
期末における退職給付引当金	82,509
(2)退職給付費用 簡便法で計算した退職給付費用	
	9,297千円
3. 確定拠出制度	

当社の確定拠出制度への要拠出額は、22,025千円でありました。

第30期（平成26年12月31日現在）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度および非積立型の退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	千円
期首における退職給付引当金	82,509
退職給付費用	12,796
退職給付の支払額	△ 11,824
期末における退職給付引当金	83,482

(2)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 12,796千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、27,513千円でありました。

(税効果会計関係)

第29期 平成25年12月31日現在		第30期 平成26年12月31日現在	
1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 (単位：千円)		1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 (単位：千円)	
繰延税金資産		繰延税金資産	
未払金否認	29,743	未払金否認	17,378
賞与引当金否認	89,248	賞与引当金否認	110,849
減価償却超過額	9,841	退職給付引当金否認	26,908
退職給付引当金否認	29,406	役員退職慰労引当金否認	9,616
役員退職慰労引当金否認	10,204	前受収益	10,475
繰越欠損金	718,427	資産除去債務	12,046
その他	60,344	繰越欠損金	458,713
		その他	45,379
繰延税金資産小計	947,213	繰延税金資産小計	691,364
評価性引当額	△ 947,213	評価性引当額	△ 691,364
繰延税金資産合計	-	繰延税金資産合計	-
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率 (調整)	38.0%	法定実効税率 (調整)	38.0%
住民税均等割	2.9%	住民税均等割	0.9%
特定同族会社の留保金課税額	7.3%	特定同族会社の留保金課税額	10.5%
評価性引当額	△ 29.1%	評価性引当額	△24.6%
その他	2.5%	その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.6%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.6%

(セグメント情報等)

第29期 平成25年12月31日現在	第30期 平成26年12月31日現在																
1.セグメント情報 当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。	1.セグメント情報 当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。																
2.関連情報 (1) 製品及びサービス毎の情報 (単位：千円)	2.関連情報 (1) 製品及びサービス毎の情報 (単位：千円)																
<table><tr><td></td><td>委託者報酬</td><td>運用受託報酬</td><td>その他営業収益</td></tr><tr><td>外部顧客への営業収益</td><td>4,793,108</td><td>805,484</td><td>46,572</td></tr></table>		委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	外部顧客への営業収益	4,793,108	805,484	46,572	<table><tr><td></td><td>委託者報酬</td><td>運用受託報酬</td><td>その他営業収益</td></tr><tr><td>外部顧客への営業収益</td><td>7,126,099</td><td>1,504,260</td><td>74,206</td></tr></table>		委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	外部顧客への営業収益	7,126,099	1,504,260	74,206
	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益														
外部顧客への営業収益	4,793,108	805,484	46,572														
	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益														
外部顧客への営業収益	7,126,099	1,504,260	74,206														
(2) 地域毎の情報 ①営業収益 国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。	(2) 地域毎の情報 ①営業収益 <table><tr><td>日本</td><td>欧州</td><td>その他</td><td>合計</td></tr><tr><td>7,632,843</td><td>971,944</td><td>99,778</td><td>8,704,566</td></tr></table>	日本	欧州	その他	合計	7,632,843	971,944	99,778	8,704,566								
日本	欧州	その他	合計														
7,632,843	971,944	99,778	8,704,566														
②有形固定資産 全有形固定資産が国内に所在しているため、記載を省略しております。	②有形固定資産 全有形固定資産が国内に所在しているため、記載を省略しております。																
(3) 主要な顧客毎の情報 <table><tr><td>顧客の名称又は氏名</td><td>営業収益（千円）</td></tr><tr><td>年金バランス50ファンド （適格機関投資家向け）</td><td>609,309</td></tr><tr><td>パインブリッジ新成長国債券プラス</td><td>645,343</td></tr></table>	顧客の名称又は氏名	営業収益（千円）	年金バランス50ファンド （適格機関投資家向け）	609,309	パインブリッジ新成長国債券プラス	645,343	(3) 主要な顧客毎の情報 外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。										
顧客の名称又は氏名	営業収益（千円）																
年金バランス50ファンド （適格機関投資家向け）	609,309																
パインブリッジ新成長国債券プラス	645,343																
当社が運用する投資信託のうち、委託者報酬の金額が営業収益の10%以上のものを記載しております。																	

(関連当事者情報)

第29期（自平成25年4月1日 至平成25年12月31日）

1.関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項ありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社

該当事項ありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 *1	科目	期末残高 *1
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス US LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USD 159,682	持株会社	-	-	経営管理	役務提供に対する対価支払	千円 384,325	未払費用	千円 545,018
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USD 2	投資運用会社	-	-	一任及び助言契約	役務提供に対する対価受取	千円 35,333	未収入金	千円 66,839
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド	イギリス、ロンドン	千スターリングポンド 200	投資運用会社	-	-	一任及び助言契約	役務提供に対する対価受取	千円 20,273	未収入金	千円 58,842
								委託調査費の支払 *2	千円 400,146	未払費用	千円 160,159

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

*1 消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。

*2 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連当事者に関する注記

(1) 親会社情報

パインブリッジ・インベストメンツ・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・（ホンコン）・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・リミテッドSarl（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングスB.V.（金融商品取引所に上場しておりません）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項ありません。

第30期（自平成26年1月1日 至平成26年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス B.V.	オランダ、アムステルダム	千ユーロ 18	持株会社	被所有直接 100%	-	-	金銭の借入 *1	千USD 700	短期借入金	千円 83,776

(2) 財務諸表提出会社の子会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	パインブリッジ・インベストメンツ・キャピタル・インディア・プライベート・リミテッド	インド、ムンバイ	千INDルピー 5,053,755	持株会社	所有直接 92.05%	-	-	増資の引受 *2	千円 72,128	-	-

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 *3	科目	期末残高 *3
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス US LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 170,076	持株会社	-	-	経営管理	役務提供に対する対価支払	千円 608,285	未払費用	千円 101,741
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 2	投資運用会社	-	-	一任及び助言契約	役務提供に対する対価受取	千円 72,718	未収入金	千円 59,261
								委託調査費の支払 *4	千円 370,953	未払費用	千円 114,786
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド	イギリス、ロンドン	千スターリングポンド 200	投資運用会社	-	-	一任及び助言契約	委託調査費の支払 *4	千円 629,054	未払費用	千円 188,058

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- *1 借入金は500千USドル及び200千USドルの二契約であり、弊社の社内期末レートで表示しております。借入期間はそれぞれ平成26年1月14日から平成27年6月30日、及び平成26年3月26日から平成27年3月25日となっており、支払利息は満期時に元本とともに支払われ、利息額は利息計算期間初日の二営業日目のLIBOR6ヶ月物プラス2.5%を日割り計算で計算されます。尚、担保は差し入れておりません。
- *2 増資の引受は、子会社が行った増資を引き受けたものであります。
- *3 消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。
- *4 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連当事者に関する注記

(1) 親会社情報

パインブリッジ・インベストメンツ・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・(ホンコン)・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・リミテッドSarl（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングスB.V.（金融商品取引所に上場しておりません）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項ありません。

(1 株当たり情報)

第29期 自 平成25年 4月 1日 至 平成25年12月31日		第30期 自 平成26年 1月 1日 至 平成26年12月31日	
1株当たり純資産額	29,487円99銭	1株当たり純資産額	36,940円32銭
1株当たり当期純利益金額	1,933円47銭	1株当たり当期純利益金額	7,547円69銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益額については、新株予約権付社債の発行がないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益額については、新株予約権付社債の発行がないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定の基礎は、以下のとおりであります。

第29期 自 平成25年 4月 1日 至 平成25年12月31日		第30期 自 平成26年 1月 1日 至 平成26年12月31日	
当期純利益	79,272 千円	当期純利益	309,455 千円
普通株主に帰属しない金額	-	普通株主に帰属しない金額	-
普通株主に係る当期純利益	79,272 千円	普通株主に係る当期純利益	309,455 千円
普通株式の期中平均株式数	41,000 株	普通株式の期中平均株式数	41,000 株

2.中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第31期中間会計期間末 (平成27年6月30日現在)		
資産の部		
流動資産		
現金・預金	*1	1,038,873
前払費用		52,378
未収入金		18,140
未収委託者報酬		1,359,455
未収運用受託報酬		465,907
立替金		21,043
流動資産合計		2,955,799
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	*2	52,996
工具器具備品	*2	9,760
有形固定資産合計		62,756
無形固定資産		
ソフトウェア		12,187
電話加入権		3,875
無形固定資産合計		16,062
投資その他の資産		
投資有価証券		85,030
関係会社株式		457,209
敷金保証金		121,098
長期前払費用		15,441
預託金		74
投資その他の資産合計		678,854
固定資産合計		757,673
資産合計		3,713,472

(単位:千円)

第31期中間会計期間末
(平成27年6月30日現在)

負債の部	
流動負債	
関係会社短期借入金	85,743
預り金	24,674
未払手数料	607,559
その他未払金	132,815
未払費用	659,200
前受収益	10,655
未払法人税等	14,989
未払消費税等	*3 60,565
賞与引当金	182,087
役員賞与引当金	123,326
流動負債合計	1,901,616
固定負債	
退職給付引当金	85,630
役員退職慰労引当金	30,500
長期前受収益	15,108
その他	44,068
固定負債合計	175,307
負債合計	2,076,923
純資産の部	
株主資本	
資本金	500,000
資本剰余金	
資本準備金	31,736
資本剰余金合計	31,736
利益剰余金	
利益準備金	265,112
その他利益剰余金	
任意積立金	230,000
繰越利益剰余金	624,669
利益剰余金合計	1,119,782
株主資本合計	1,651,519
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△ 14,970
評価・換算差額等合計	△ 14,970
純資産合計	1,636,549
負債・純資産合計	3,713,472

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第31期 中間会計期間 (自平成27年 1月 1日 至平成27年 6月30日)	
営業収益	
委託者報酬	3,842,866
運用受託報酬	810,274
その他営業収益	45,706
営業収益合計	4,698,847
営業費用及び一般管理費	*1 4,540,339
営業利益	158,508
営業外収益	
受取利息	40
雑収入	479
営業外収益合計	519
営業外費用	
支払利息	1,213
為替差損	25,866
雑損失	1
営業外費用合計	27,082
経常利益	131,946
税引前中間純利益	131,946
法人税、住民税及び事業税	10,000
法人税等合計	10,000
中間純利益	121,945

(3)中間株主資本等変動計算書

第31期中間会計期間（自平成27年1月1日 至平成27年6月30日）

(単位:千円)

	株 主 資 本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			株主資本 本合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計		
		資本準 備金	資本剰余 金合計	利益準 備金	その他利益剰余金	利益剰余 金合計					
					任意積 立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	500,000	31,736	31,736	265,112	230,000	502,723	997,836	1,529,573	△ 15,020	△ 15,020	1,514,553
当中間期変動額											
中間純利益	-	-	-	-	-	121,945	121,945	121,945	-	-	121,945
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	50	50	50
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	121,945	121,945	121,945	50	50	121,995
当中間期末残高	500,000	31,736	31,736	265,112	230,000	624,669	1,119,782	1,651,519	△ 14,970	△ 14,970	1,636,549

重要な会計方針

第31期 中間会計期間 自 平成27年1月 1日 至 平成27年6月30日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)子会社株式 移動平均法による原価法 (2)その他有価証券(時価のあるもの) 中間会計期間末日の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。 (2)無形固定資産 ソフトウェア（自社利用分）については、定額法により、社内における利用可能期間（5年）で償却しております。 (3)長期前払費用 定額法により償却しております。
3. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、役員賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付の支出に充てるため、内規に基づく当中間会計期間末日現在の退職給付要支給額を計上しております。退職給付引当金の算定にあたり、当中間会計期間末日における自己都合退職金要支給額を退職給付引当金とする簡便法を採用しております。 (4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当中間会計期間末日現在の役員退職慰労金要支給額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第31期 中間会計期間末 平成27年6月30日現在	
*1.信託資産	現金・預金のうち、10,150千円は、直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。
*2.有形固定資産の減価償却累計額	建物附属設備 87,202 千円 工具器具備品 111,410 千円
*3.消費税等の取り扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上、未払消費税等として表示しております。

（中間損益計算書関係）

第31期 中間会計期間 自 平成27年1月 1日 至 平成27年6月30日	
*1. 減価償却実施額	有形固定資産 6,352 千円 無形固定資産 5,294 千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第31期 中間会計期間
自 平成27年1月 1日
至 平成27年6月30日

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	41,000 株	-	-	41,000 株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません

4. 配当に関する事項

該当事項はありません

(金融商品関係)

第31期 中間会計期間（自平成27年1月1日 至平成27年6月30日）

金融商品の時価等に関する事項

当中間会計期間末における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
1) 現金・預金	1,038,873	1,038,873	-
2) 未収委託者報酬	1,359,455	1,359,455	-
3) 未収運用受託報酬	465,907	465,907	-
資産計	2,864,237	2,864,237	-
1) 未払費用	659,200	659,200	-
2) 未払手数料	607,559	607,559	-
負債計	1,266,759	1,266,759	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

1) 現金・預金、2) 未収委託者報酬、3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

1) 未払費用、2) 未払手数料

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 子会社株式（貸借対照表計上額457,209千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(有価証券関係)

第31期 中間会計期間末
平成27年6月30日現在

1. 関係会社株式

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額
子会社株式	457,209

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託受益証券	85,030	100,000	△ 14,970

(セグメント情報等)

第31期 中間会計期間
自 平成27年1月 1日
至 平成27年6月30日

1. セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービス毎の情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への営業収益	3,842,866	810,274	45,706	4,698,847

(2) 地域毎の情報

① 営業収益

(単位：千円)

日本	欧州	その他	合計
4,089,901	548,158	60,788	4,698,847

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

② 有形固定資産

全有形固定資産が国内に所在しているため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客毎の情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

第31期 中間会計期間 自 平成27年1月 1日 至 平成27年6月30日	
1株当たり純資産額	39,915円83銭
1株当たり中間純利益金額	2,974円29銭
(注)	
1.潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。	
2.1株当たり中間純利益金額の算定の基礎は、以下のとおりであります。	
中間損益計算書上の中間純利益	121,945千円
普通株式に係る中間純利益	121,945千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません
普通株式の期中平均株式数	41,000株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- （１）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （２）運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- （４）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- （５）上記（３）（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（１）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1) 受託会社

①名称及び資本金の額（平成27年9月末日現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社 324,279百万円

②事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

2) 販売会社

①名称及び資本金の額（平成27年9月末日現在）

株式会社広島銀行 54,573百万円

②事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

なお、信託事務の処理の一部について、後記の日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、一部解約の実行請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

3【資本関係】

1) 受託会社

該当事項はありません。

2) 販売会社

該当事項はありません。

《参考情報》再信託受託会社の概要

名称	： 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金	： 10,000百万円（平成27年9月末日現在）
資本構成	： 三菱UFJ信託銀行株式会社46.5%、日本生命保険相互会社33.5%、 明治安田生命保険相互会社10.0%、農中信託銀行株式会社10.0%
業務の内容	： 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

第3【参考情報】

平成27年 6月 5日	臨時報告書	提出
平成27年 8月 6日	臨時報告書	提出
平成27年 8月24日	有価証券報告書、有価証券届出書の訂正届出書	提出
平成27年10月 6日	臨時報告書	提出

独立監査人の監査報告書

平成27年3月16日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
取締役会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 荒 川 進 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年1月13日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

PwCあらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進 ⑨
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているパインブリッジ世界国債インカムオープン「毎月タイプ」の平成27年5月26日から平成27年11月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ世界国債インカムオープン「毎月タイプ」の平成27年11月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年1月13日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

PwCあらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進 ⑨
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているパインブリッジ世界国債インカムオープン「年金タイプ」の平成27年5月26日から平成27年11月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ世界国債インカムオープン「年金タイプ」の平成27年11月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年9月15日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
取締役会 御中

PwCあらた監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 荒 川 進 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第31期事業年度の中間会計期間（平成27年1月1日から平成27年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年1月1日から平成27年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。